

第六次春日井市総合計画基本計画 (案)

目次

第 1 部

はじめに	1
第 1 章 基本計画の改定にあたって	2
1 計画改定の趣旨	2
2 総合計画の構成	4
3 総合計画の期間	5
4 総合計画と SDGs の関係	5
第 2 章 基本計画改定の背景	6
1 本市の特性	6
2 本市を取り巻く社会経済情勢	7
3 本市の現状	10
第 3 章 基本構想	22
1 市の将来像	22
2 基本目標	24

第 2 部

基本計画	27
1 計画改定の趣旨	28
2 体系図	28
3 重点方針	30
4 各政策分野の取組み	34
政策分野 1 防災・生活安全	35
政策分野 2 健康・福祉	39
政策分野 3 子育て・教育	43
政策分野 4 市民活動・共生・文化・スポーツ	47
政策分野 5 都市基盤・産業	51
政策分野 6 環境	55

第 3 部

総合計画の実現に向けて	59
第 1 章 まちづくりの進め方	60
1 効果的かつ効率的な行政運営	60
2 市民協働の推進	63
3 地域資源を活用した活力の創出	66
第 2 章 総合計画の進行管理	68
1 成果指標	68
2 推進体制	68

参考資料	71
1 総合計画審議会	72
2 関連する規程	75

第 1 部

はじめに

総合計画基本計画の改定にあたっての
基本的事項について定めています。

第 1 章 基本計画の改定にあたって

- 1 計画改定の趣旨
- 2 総合計画の構成
- 3 総合計画の期間
- 4 総合計画と SDGs の関係

第 2 章 基本計画改定の背景

- 1 本市の特性
- 2 本市を取り巻く社会経済情勢
- 3 本市の現状

第 3 章 基本構想

- 1 市の将来像
- 2 基本目標

第1章 基本計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市は、1975年（昭和50年）に第一次総合計画を策定してから第五次総合計画に至るまで、長期的な展望に立った基本構想において市の将来像を掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを着実に推進し、人口31万人を超える都市となりました。

将来にわたって持続可能な都市を築くためには、これまでのまちづくりを尊重しつつ、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めることが求められています。

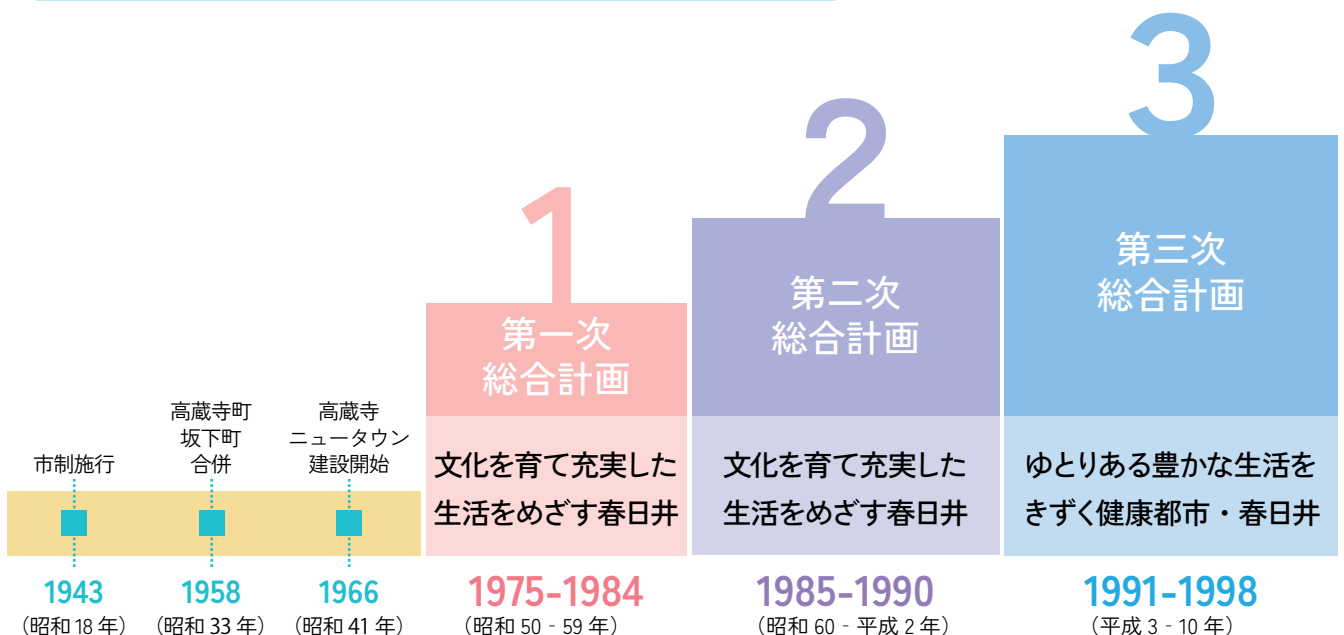
こうしたなか、2011年（平成23年）の地方自治法の改正により基本構想の策定義務はなくなりましたが、本市においては、これからも総合的なまちづくりを計画的に進めるための指針が必要であると考え、2016年（平成28年）12月に春日井市総合計画策定条例を制定し、2018年（平成30年）2月に市の最上位の計画となる第六次総合計画を策定しました。

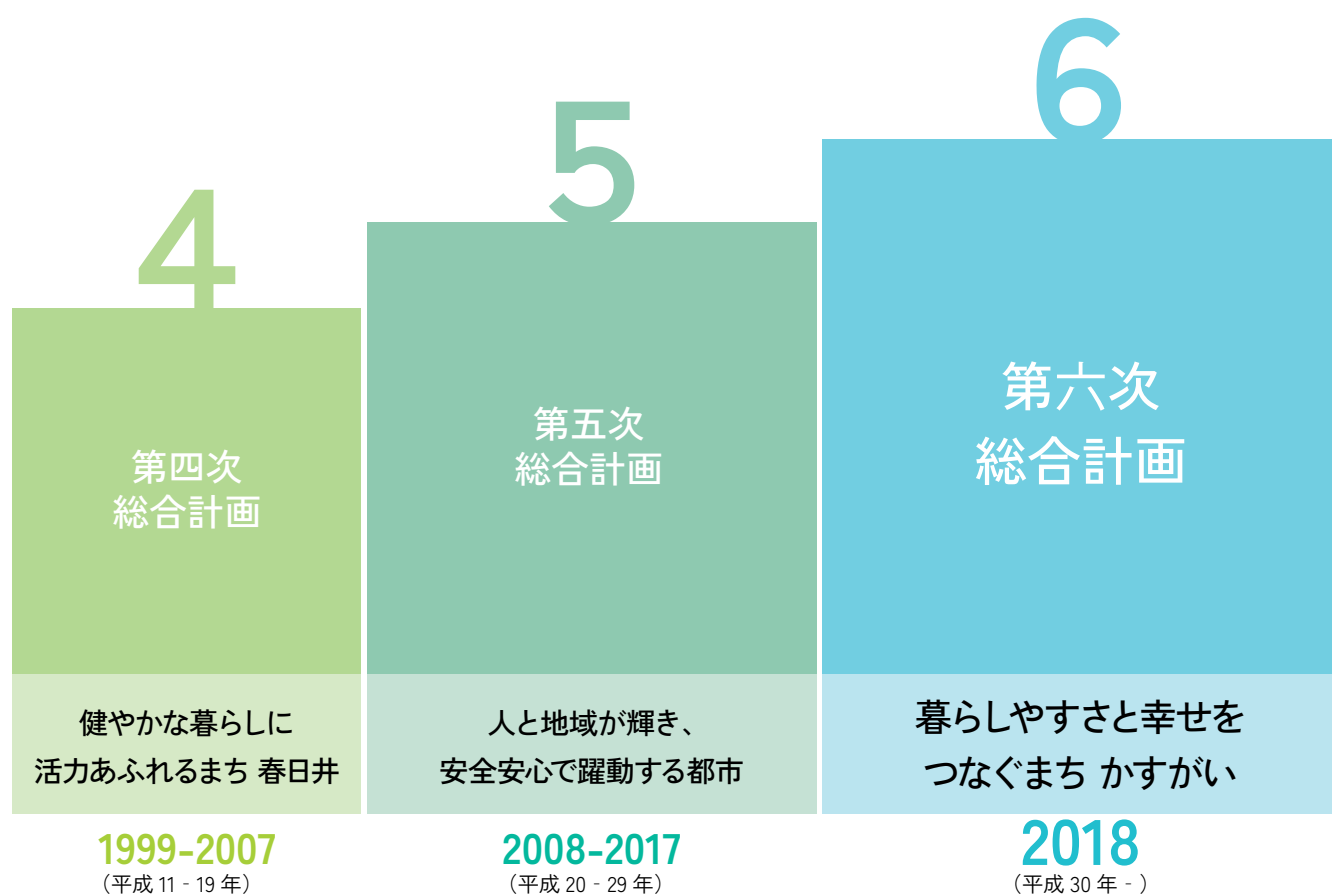
しかし、計画策定から5年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、新型コロナウイルス感染症の流行や福祉課題の増加など、社会経済情勢は急速に変化しています。

このため、計画期間の中間年度にあたる2022年度（令和4年度）に、施策の推進状況や市民意識調査の結果を踏まえ、基本計画を見直すものです。

都市宣言

1962年 交通安全都市	1990年 健康都市
1963年 明るい選挙都市	2001年 環境都市
1966年 明るく育つ青少年都市	2015年 平和都市
1967年 緑化都市	2017年 文化・スポーツ都市





2 総合計画の構成

総合計画は、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的な方向性などを総合的かつ体系的に示したもので、「基本構想」と「基本計画」の二つで構成します。

1 基本構想

将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の将来像及びその実現のための基本目標を示します。

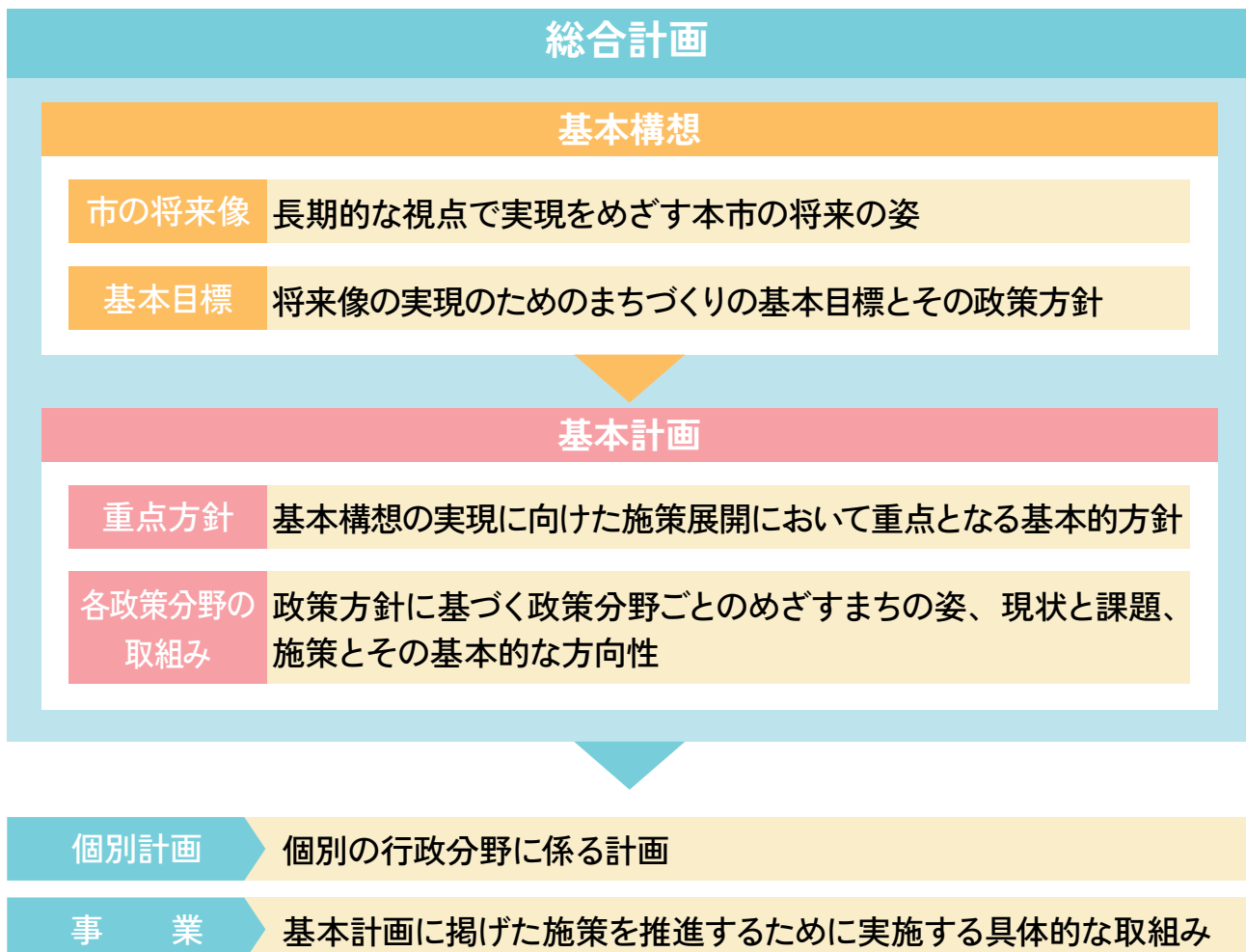
市民と行政が共有し、ともにまちづくりを行う上での指針となるものです。

2 基本計画

基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、施策の基本的な方向性及び体系を示します。

総合的かつ計画的な市政の運営を進める上での指針となるものです。

なお、基本計画に掲げた施策を推進するための事業は、社会経済情勢のほか、中長期的な財政見通しと施策の進捗状況を踏まえて、毎年度見直し、効果的に実施します。



3 総合計画の期間

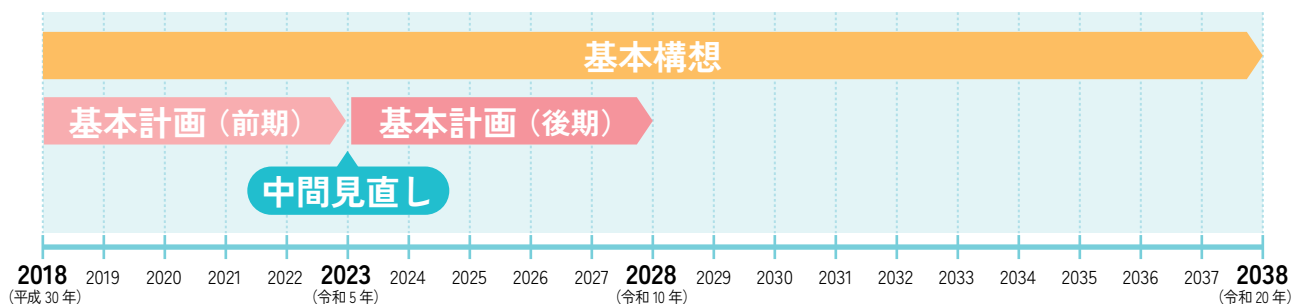
「基本構想」と「基本計画」の期間は、次のとおりです。

1 基本構想

2018年度（平成30年度）から2037年度（令和19年度）までの20年間とし、大きな社会変化が生じた場合など必要に応じて見直しを行います。

2 基本計画

2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、中間年度など必要に応じて見直しを行います。



4 総合計画とSDGsの関係

SDGsとは、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略であり、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を基本理念としています。

採択から7年が経過した現在において、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現をめざすSDGsが果たす役割はますます大きくなっています。そのため、本市においても各施策に17のゴールを関連付けることで、総合計画とSDGsを一体的に推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 基本計画改定の背景

計画の改定にあたっては、本市の特性や本市を取り巻く社会経済情勢などを整理し、新たなまちづくりに活かしていくことが必要です。

1 本市の特性

本市は、中部圏最大の都市の名古屋市に隣接し、鉄道・道路・空港などの利便性の高い交通網と快適な都市基盤を備えるほか、豊かな自然に恵まれたまちであり、名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。

多くの人が暮らしやすさを実感する都市としての利便性、良好な住環境と豊かな自然が本市の特性といえます。

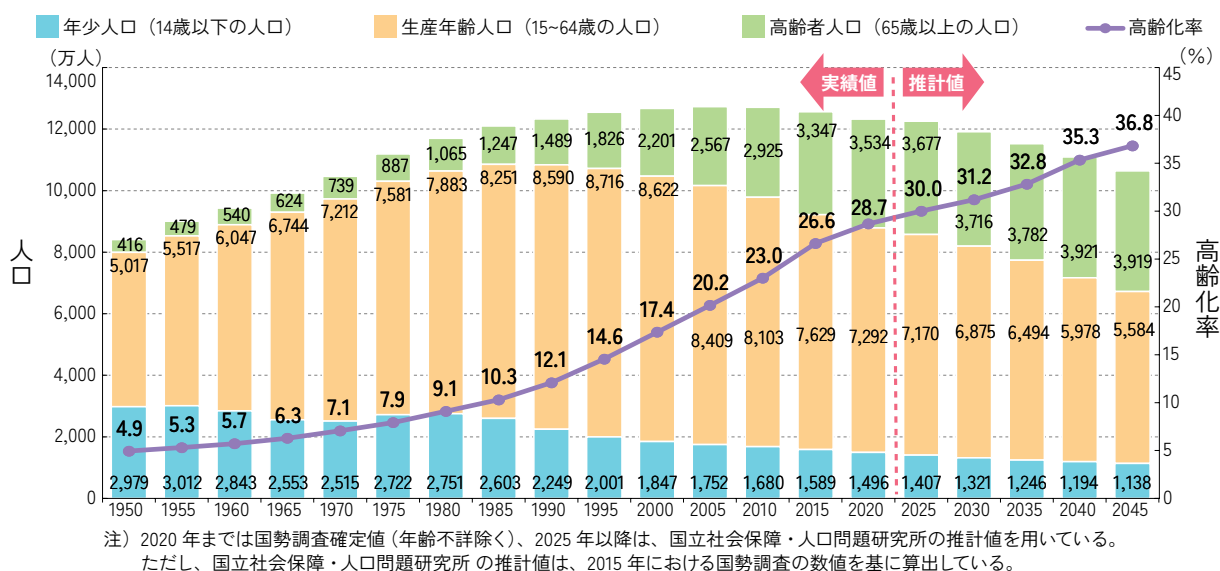


2 本市を取り巻く社会経済情勢

1 少子高齢化の進行・人口減少社会の到来

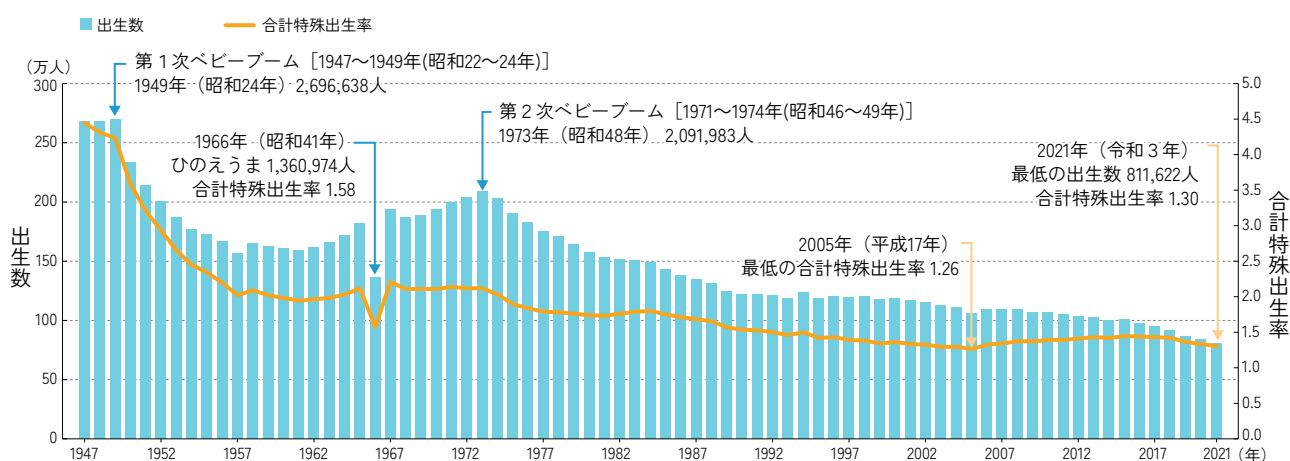
我が国の人口は、少子高齢化が急速に進展した結果、2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、2020年（令和2年）は、1億2,614万人で、2008年と比べると約194万人の減少となっています。年齢3区分別人口の推移を見ると、高齢化率（65歳以上の人口割合）は28.7%と増加傾向にある一方、15歳から64歳の生産年齢人口は、2020年は7,292万人で、今後も減少し続けると推計されています。

【図表1】 日本の年齢3区分別人口と高齢化率の推移（出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所^{※1}）



2021年（令和3年）に国内で生まれた日本の子どもの数は81万1,622人で、年間の出生数で最低となりました。我が国の合計特殊出生率（女性1人が産む子どもの数）は、1.30と減少傾向が続いています。

【図表2】 日本の出生数と合計特殊出生率^{※2}の推移（出典：厚生労働省 人口動態統計）



※1 国立社会保障・人口問題研究所...人口の将来推計や人口問題と社会保障の相互関係を調査研究している厚生労働省の政策研究機関。

※2 合計特殊出生率...15~49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産むと想定される子どもの平均数の目安となるもの。

2 感染症による健康危機と新たな日常

2019年（令和元年）に発生が確認された新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）は、世界中で多くの感染者や死者を出す事態を引き起こしています。我が国では2020年（令和2年）4月に緊急事態宣言を発出し、「感染防止の徹底」、「外出自粛要請」、「時差出勤」、「テレワークの活用促進」等の措置が講じられました。新型コロナは、人々の生命や健康に影響を及ぼしただけでなく、サプライチェーン^{※3}の断絶や長引く営業自粛による企業倒産の増加、医療提供体制の整備、デジタル技術を活用した新たな働き方や学び方の普及など、私たちの経済活動や生活様式等に多大な影響を及ぼしています。

先行きの不透明感が懸念されるなか、ポストコロナ^{※4}時代を見据えた「新たな日常」に向けた取り組みが必要です。

3 安全・安心意識の高まり

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、大規模地震の発生は、私たちの暮らしに甚大な被害をもたらしてきました。近年では、発生確率の高まりが予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等に加え、それに伴う複数の災害リスクが指摘されています。

特に、南海トラフ地震においては、春日井市で最大震度6弱が想定されており、尾張地方（愛知県西部）は長周期地震動^{※5}の継続時間が長い地域に含まれていることから、発災時には人命を守ることをはじめ、情報通信機能やライフラインの確保、交通ネットワークの早期復旧など、平時より備えておくことが必要です。

防犯では、令和2年度犯罪白書によると、我が国における刑法犯の認知件数は、2003年（平成15年）以降は減少していますが、引き続き、地域力の向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要です。

4 地域経済を取り巻く環境の変化

我が国の経済は、感染症対策に万全を期したことにより、社会経済活動の正常化が進んでいますが、2022年（令和4年）2月にロシアがウクライナに侵攻したことで、世界経済情勢が不安定化し、原油価格の高騰や原材料価格の上昇などが生じています。加えて、世界的な半導体不足や人手不足による物流機能の停滞など、供給面の制約は依然として解消されていない状況で、今後の経済の下振れリスクにも注意が必要です。

また、我が国の人口は、少子高齢化によって生産年齢人口の減少が続いており、外国人材が日本経済や企業の発展に欠かせない重要な存在となるなか、外国人材へのサポート体制が必要です。

※3 サプライチェーン...原材料や部品の調達から製造、管理、配送、販売、消費に至るまでの一連の経済活動を、ひとつなぎの鎖に見立てた経営用語。

※4 ポストコロナ...新型コロナが存在していることを前提とした今後の社会のあり方。

※5 長周期地震動...大きな地震で生じる、周期(揺れが1往復するのにかかる時間)が長い大きな揺れ。長周期地震動により高層ビルは大きく長時間揺れ続け、家具類の転倒等の危険が生じる。

現在、開通工事が進められているリニア中央新幹線は、3大都市圏の時間短縮効果を有しており、広域的な交流の促進やビジネス・ライフスタイルの変化など、経済や社会全体への幅広い波及効果が想定されています。

5 脱炭素社会の推進

日本の年平均気温は1898年（明治31年）から2017年（平成29年）までの100年間に1.19度の割合で上昇しているほか、過去の観測を上回る短時間強雨の増加が明らかになっています。

気候変動による自然災害リスクの高まりが予想されるなか、これらの諸問題は温室効果ガスの影響によるものとされ、国は、2020年（令和2年）10月に、2050年（令和32年）までに実質的な温室効果ガスの排出をゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。2021年（令和3年）5月には地球温暖化対策推進法を改正、同年12月には地球温暖化対策計画を改訂し、2013年度（平成25年度）の排出実績を基準として、2030年度（令和12年度）までに46%削減する目標を掲げています。

本市においても、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、個人や地域、企業、行政で意識や目的を共有するとともに、日頃から脱炭素化への取組みを積み重ねていくことが必要です。

6 デジタル化の推進

「Society5.0」は、人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ「第5の新たな社会」として位置付けられ、集積されたビッグデータ^{※6}を人工知能（AI）が解析し、その解析結果が人間に様々な形でフィードバックされる社会を指しています。

インターネットの普及は、全ての人とモノがつながり、新たな価値の創出や人工知能（AI）による情報の適切な提供、ロボットや自動走行車などの次世代技術、働き方改革、ワークライフバランスなど、様々な課題の克服が期待されています。

また、コロナ禍により、社会が「新しい生活様式（ニューノーマル）^{※7}」に向けて舵を切りつつあるなか、複合的な課題を解決する手段のひとつとして期待されるデジタル技術は、市民の利便性や労働生産性の向上に向けて、今後ますます重要となります。

※6 ビッグデータ...デジタル化のさらなる進展やネットワークの高度化等の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

※7 新しい生活様式（ニューノーマル）...長期間にわたって新型コロナ拡大を防ぐために、一人ひとりができる基本的な感染対策を徹底して生活をしていく取組み。

3 本市の現状

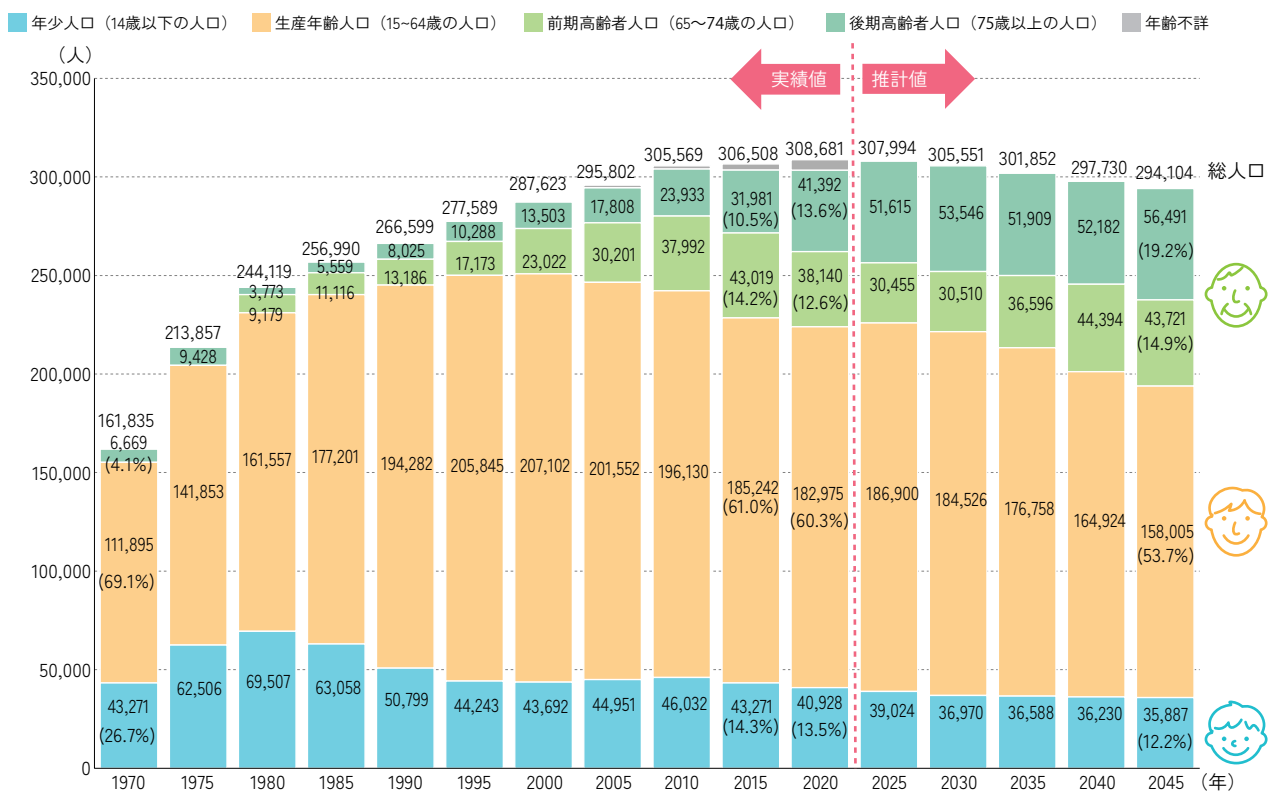
1 人口

本市の人口は、高蔵寺ニュータウンをはじめとした住宅開発や区画整理により1970年代に急激に増加しました。1980年（昭和55年）以降は、緩やかに人口が増加し続けています。

多くの市町村において既に人口減少が進むなか、本市の人口は増加を続け、2020年（令和2年）にピークを迎えましたが、その後は緩やかに減少が進むことが見込まれます。

また、年齢4区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（14歳以下の人口）が減少する一方で、高齢者人口は増加し続け、2040年（令和22年）には高齢者人口が3割を超えるなど、少子高齢化が一層進行することが見込まれます。本市が将来にわたって持続可能な都市を築くためには、人口減少に少しでも歯止めをかけるとともに、少子高齢化や人口減少に適切に対応したまちづくりを推進することが必要です。

【図表3】 年齢4区分別人口の推移 （出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）



注) 2020年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所の各種仮定値を用いて推計。
1970年及び1975年は、前期高齢者人口と後期高齢者人口を区別していない。
年齢不詳の割合は数値を表示していない。

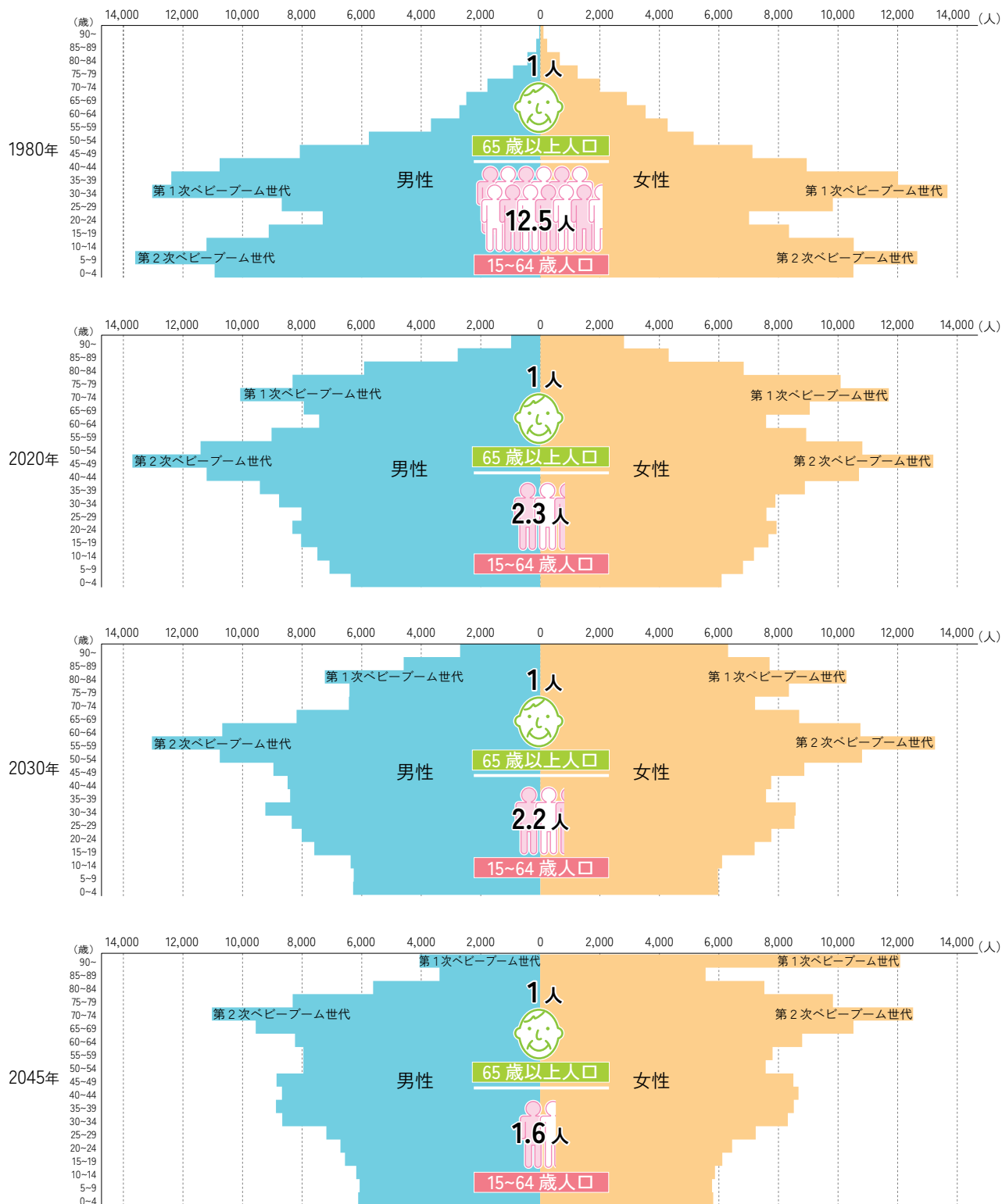
コラム **2020年（令和2年）の国勢調査**

全国1,719市町村のうち、1,419市町村（82.5%）で人口が減少しています。特に、5%以上人口が減少した市町村は51.3%と半数を超えています。

春日井市の人口は、前回より2,173人増加し、全国で69番目に多い市でした。

年齢階層別の人口構成を見ると、2030年（令和12年）には第1次ベビーブーム世代が75歳を超え、後期高齢者人口が急増します。また、2045年（令和27年）には第2次ベビーブーム世代が65歳を超え、高齢者人口の割合が増加する見込みです。

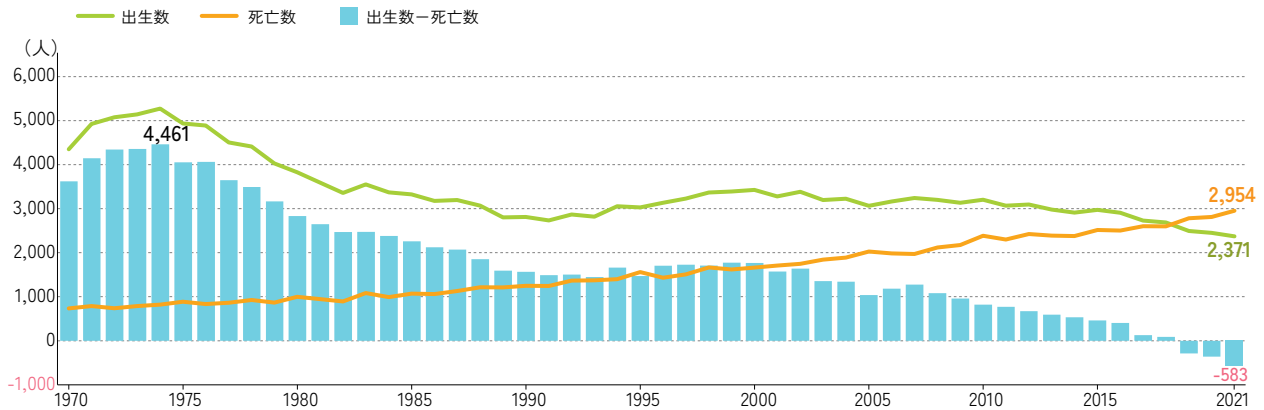
【図表4】 年齢階層別の人口構成の比較 （出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）



注）1980年、2020年は総務省「国勢調査」（2020年は不詳補完結果を使用）、2030年、2045年は国立社会保障・人口問題研究所の各種仮定値を用いて推計。

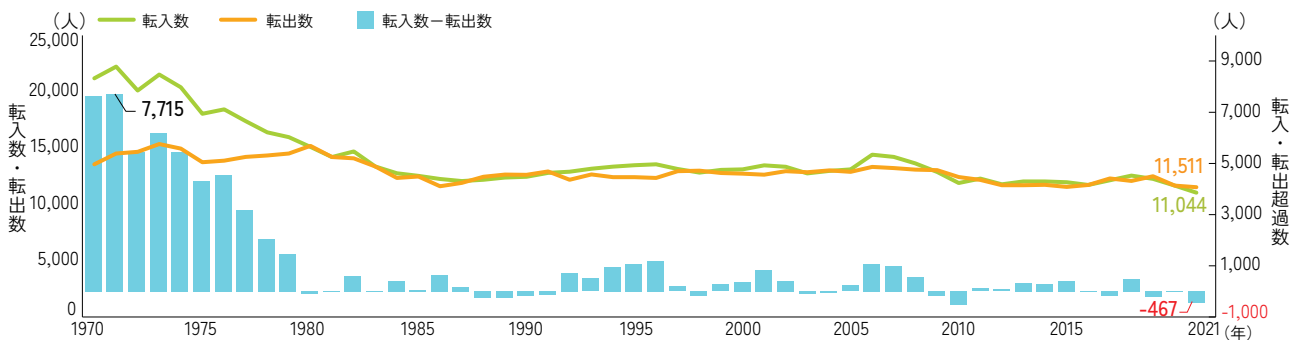
出生数と死亡数を見ると、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、出生数の減少傾向と死亡数の増加傾向により自然増の幅が小さくなっており、2019年（令和元年）には死亡数が出生数を上回り、その差が拡大しています。

【図表5】 出生数・死亡数の推移（出典：住民基本台帳（各年1~12月分））



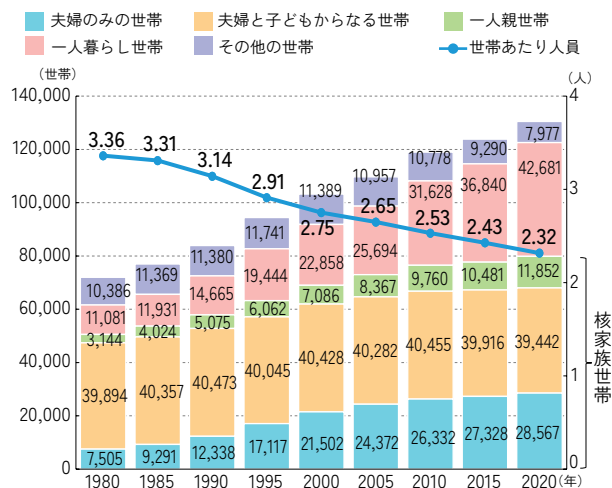
転入数と転出数を見ると、1970年代には転入数が転出数を大きく上回り、社会増であったものの、1980年以降は転入数と転出数ともに横ばいで推移し、近年は転出数が転入数を上回っています。

【図表6】 転入数・転出数の推移（出典：住民基本台帳（各年1~12月分））

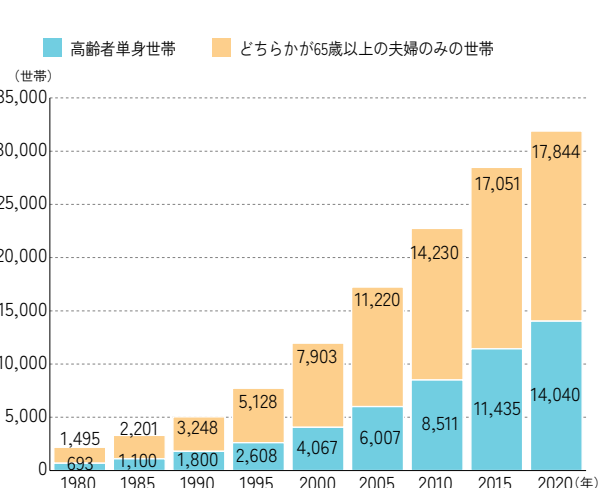


世帯の状況を見ると、核家族世帯と一人暮らし世帯は増加傾向が続くなか、世帯の高齢化も進んでいるため、社会的に孤立する人の増加が懸念されます。

【図表7】 世帯の家族類型別と世帯あたり人員の推移（出典：国勢調査）



【図表8】 高齢者世帯の推移（出典：国勢調査）

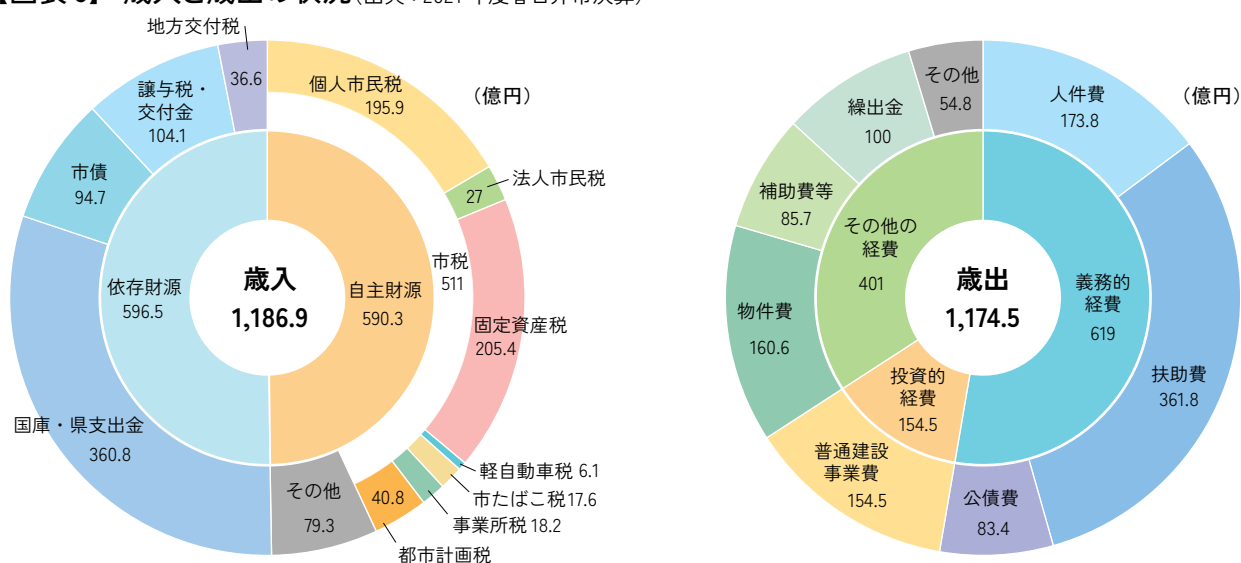


2 財政

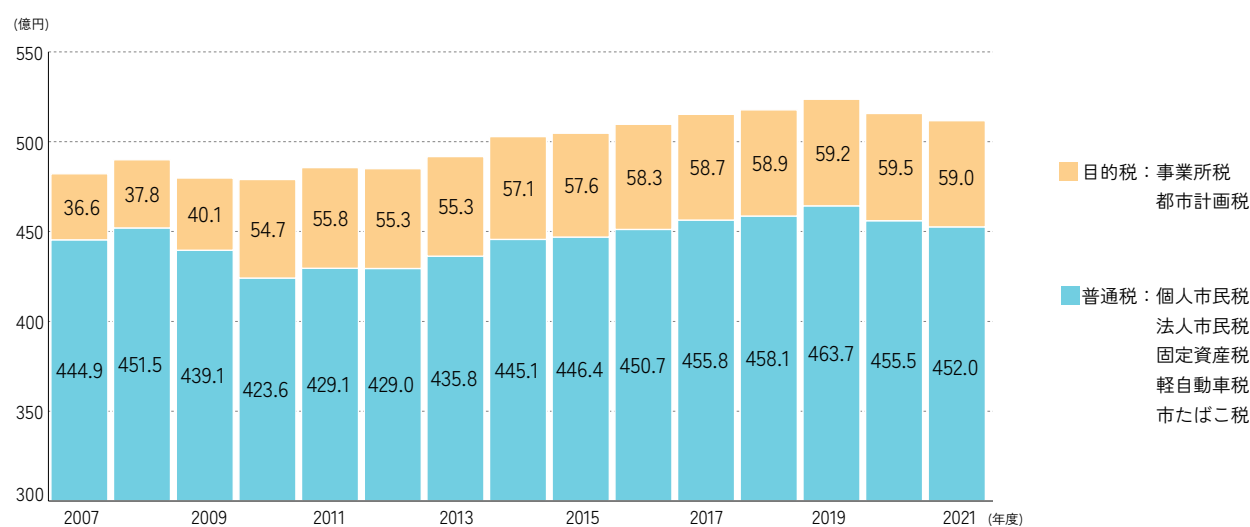
2021年度（令和3年度）の一般会計決算は、市税収入が当初予算を上回る状況となり、実質収支は約10億円の黒字となりました。

歳入については、自主財源と依存財源の割合がほぼ同程度となっています。歳出については、義務的経費（毎年支出が義務付けられ任意に削減できない経費）が約53%に増加しました。また、そのなかで扶助費（高齢者福祉や児童福祉などに係る経費）が最も多い割合を占める構造が続いています。

【図表9】 歳入と歳出の状況（出典：2021年度春日井市決算）



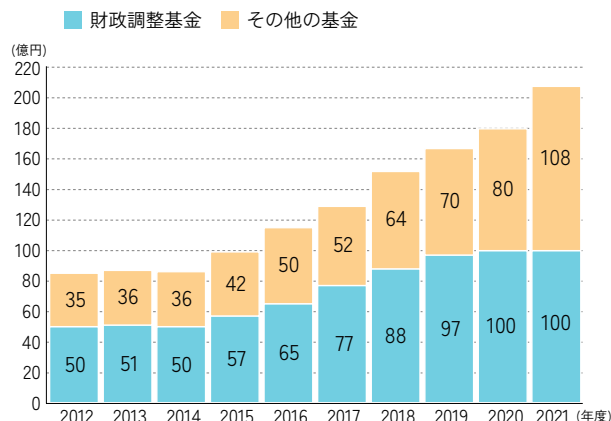
【図表10】 市税収入の推移（出典：2021年度春日井市決算）



基金は、家計の貯金にあたり、災害などの想定外の支出に対する備えや予定する収入が確保できない場合に使用するほか、特定の目的を達成するために必要となる財源として積み立てを行っています。基金残高は、年々増加傾向にあります。

今後の新たな財政需要に適切に対応していくため、引き続き適正な基金残高の確保が必要です。

【図表 11】 基金残高の推移 (出典：2021 年度春日井市決算)

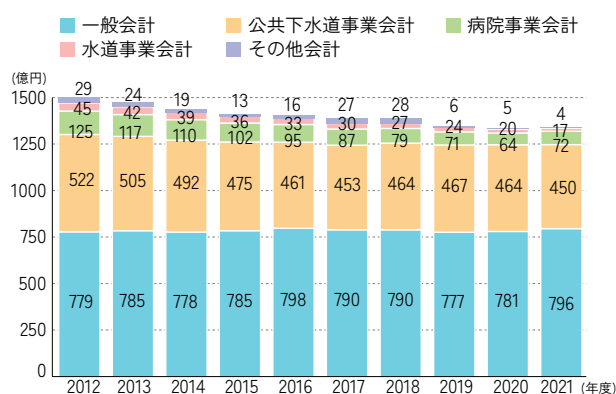


市債(借入金)は、家計の借金にあたり、長期間使用する公共施設を整備する際などに、世代間の費用負担の公平を図るため活用します。

市債残高は、近年減少しています。

今後も建設事業の財源として市債の適切な活用を図るとともに、普通交付税⁸の代替財源としての臨時財政対策債⁹も活用するなかでの市債残高の適正管理が必要です。

【図表 12】 市債残高の推移 (出典：2021 年度春日井市決算)

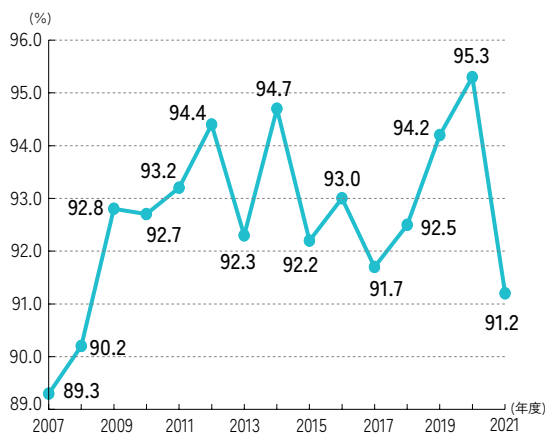


経常収支比率は、市税や普通交付税などの経常的に収入される一般財源が、人件費、公債費をはじめ毎年度継続して実施される事務事業費など経常的に支出される経費にどの程度充当されているかを示す指標で、この数値が低いほど、弾力的な財政運営が可能となります。

今後も高い水準で推移することが見込まれるため、現状の水準を維持することが必要です。

【図表 13】 経常収支比率の推移

(出典：2021 年度春日井市決算)



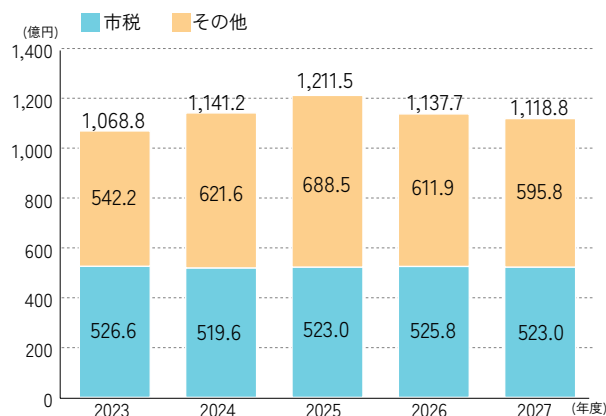
※ 8 普通交付税...地方交付税の一つ。全ての自治体が一定水準の行政サービスを提供できるよう、自治体間の財源の不均衡を調整するために国が配分するもの。

※ 9 臨時財政対策債...国が普通交付税として配分するための財源が不足した際に、特例として自治体が発行する地方債。償還費用には国が財源を措置することとなっている。

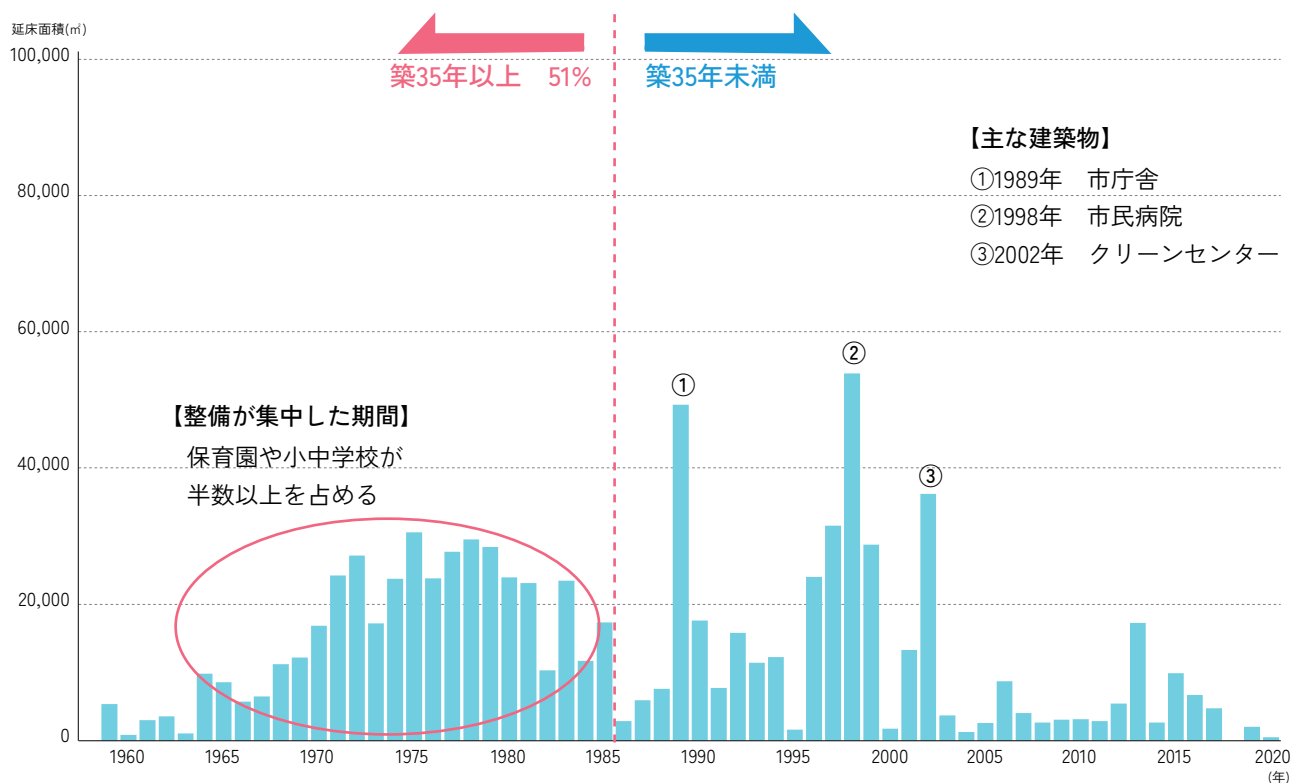
財政状況については、国の制度改正や経済状況などの影響に左右されるため、長期的な推計は困難ですが、今後は、労働人口の減少に伴う市税収入の減少も懸念され、自主財源の大きな伸びを期待することはできないなか、扶助費などの社会保障費や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれます。

このため、引き続き、限られた財源のなかで、行政運営や市民生活に及ぼす様々な影響に適切に対応することが必要です。

【図表 14】 歳入の見込み (出典：財政課調べ)



【図表 15】 公共施設等建築物の年度別整備延床面積 (出典：春日井市公共施設等マネジメント計画)

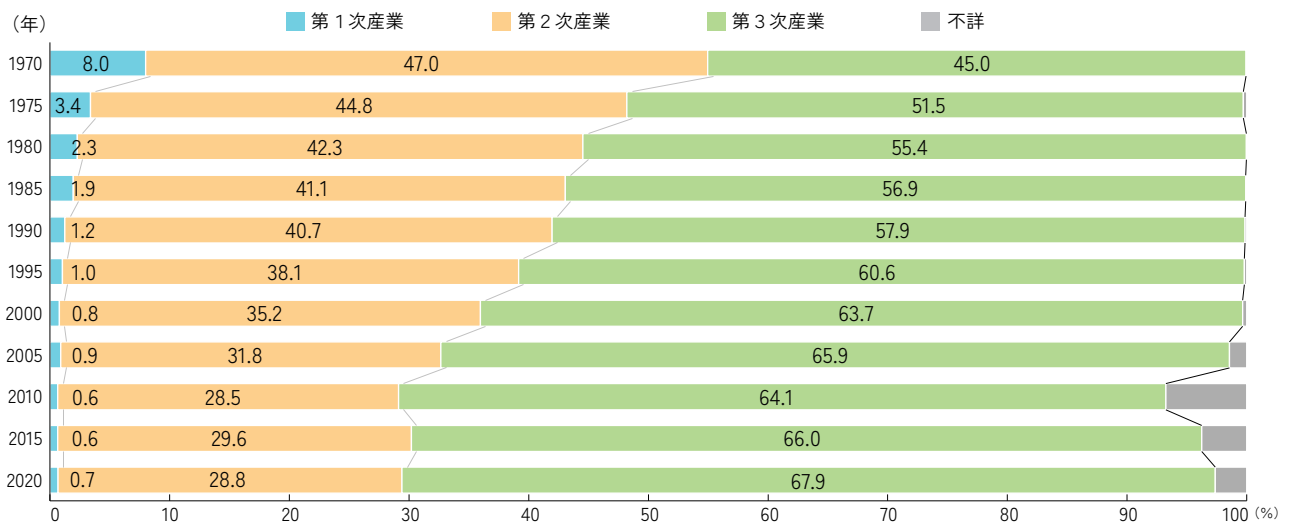


3 産業

本市は、製造品出荷額等が43年連続日本一の愛知県のなかでも、鉄道や高速道路、県営名古屋空港をはじめとする広域交通基盤の結節点としての優位性があるため、近年、企業の誘致や成長支援などに積極的に取り組んできました。

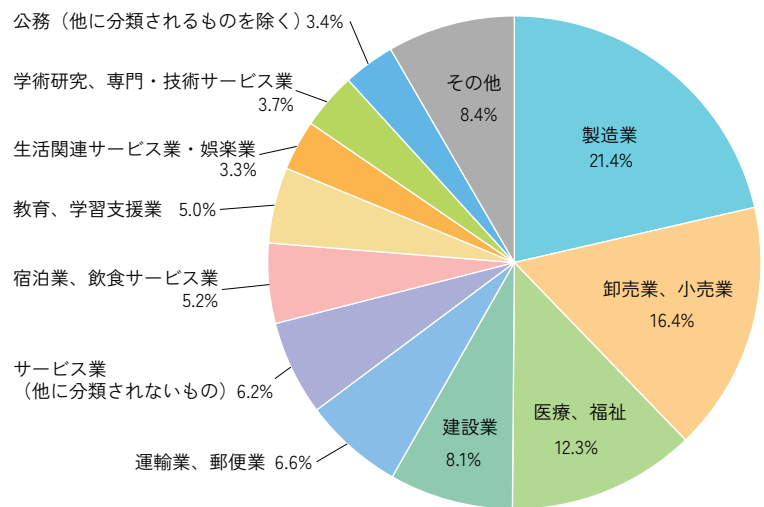
現在の産業構造としては、第3次産業^{※10}が中心となっており、その割合は増加傾向にあります。一方、第1次産業^{※10}と第2次産業^{※10}の就業者数は減少傾向です。

【図表16】 産業別就業者割合の推移 (出典：2020年国勢調査)



産業(大分類)別就業者の割合は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」の順となっています。

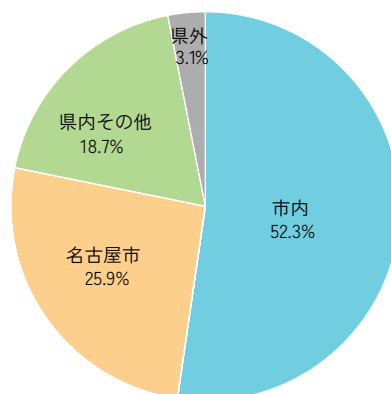
【図表17】 産業(大分類)別就業者の割合 (出典：2020年国勢調査)



※10 第1次産業...農業、林業、水産業など自然を利用した産業。
 第2次産業...製造業、建設業など第1次産業で生産した原材料を加工する産業。
 第3次産業...商業、運輸通信業、サービス業など第1次、第2次産業以外の産業。

本市に居住する就業者の勤務地は、愛知県内で勤務する者が約97%に上ります。本市の経済状況だけでなく、名古屋市など愛知県内の経済状況が市民生活に大きく影響することがうかがえます。

【図表18】 就業者の勤務地 (出典：2020年国勢調査)

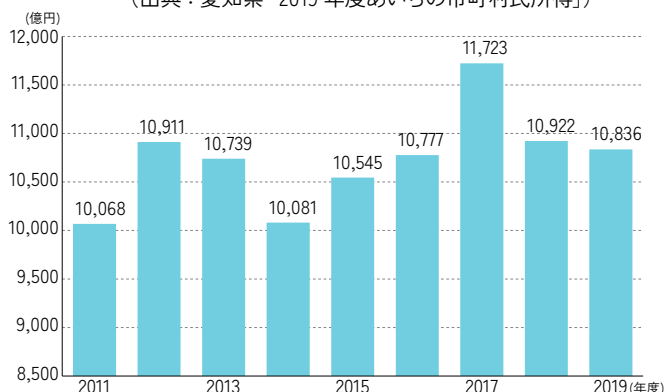


市内総生産の推移を見ると、2014年度(平成26年度)に大きく減少して以降、増加傾向となりました。

しかし、2017年度(平成29年度)の約1兆1,723億円から一転し、2年連続で減少しています。

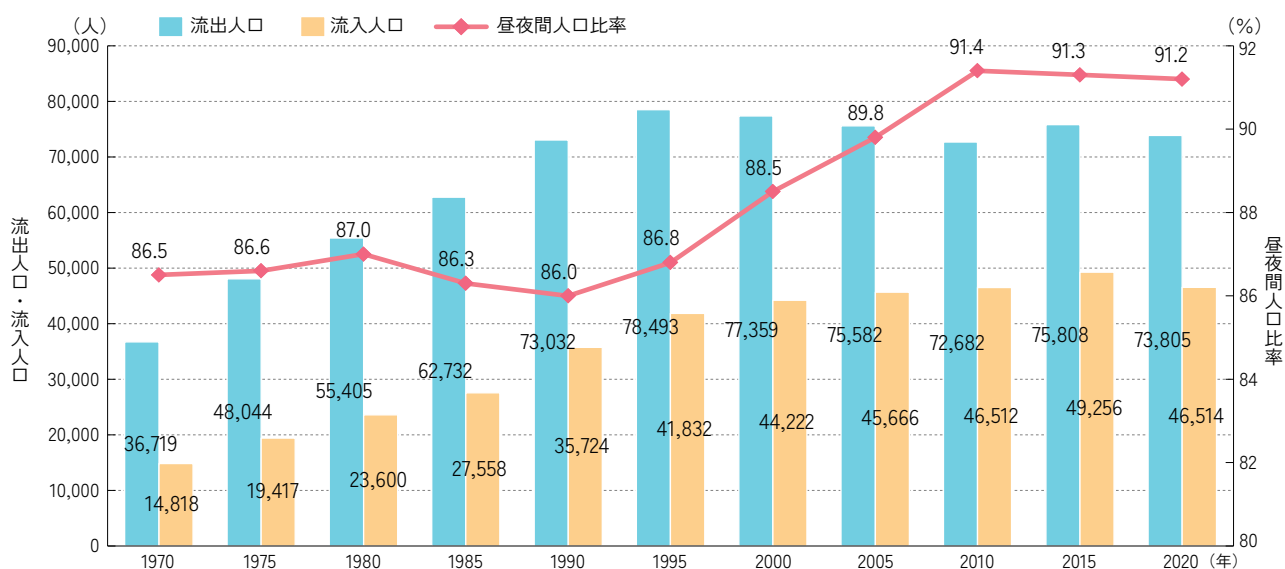
【図表19】 市内総生産の推移

(出典：愛知県「2019年度あいちの市町村民所得」)



他の自治体から本市へ通勤・通学する人口(流入人口)は、増加傾向です。市内経済が活性化することで、就業人口や流入人口の増加が期待されるため、地域経済の発展や雇用の創出を図ることが必要です。

【図表20】 流出人口・流入人口と昼夜間人口比率 (出典：2020年国勢調査)



4 市民意識

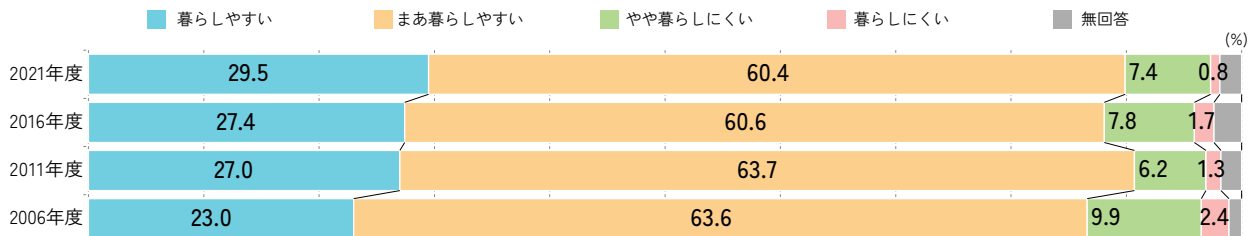
第六次総合計画の検証と基本計画の改定にあたって、本市の暮らしやすさや市政に対する満足度、今後のまちづくりなどについて、アンケートによる市民意識調査を行いました。

多くの市民が「暮らしやすさ」を実感しているため、今後は、人口減少や厳しい財政状況が予想されるなか、これまでに築き上げた暮らしやすさという魅力をしっかり維持し、次世代に引き継いでいくことが必要です。

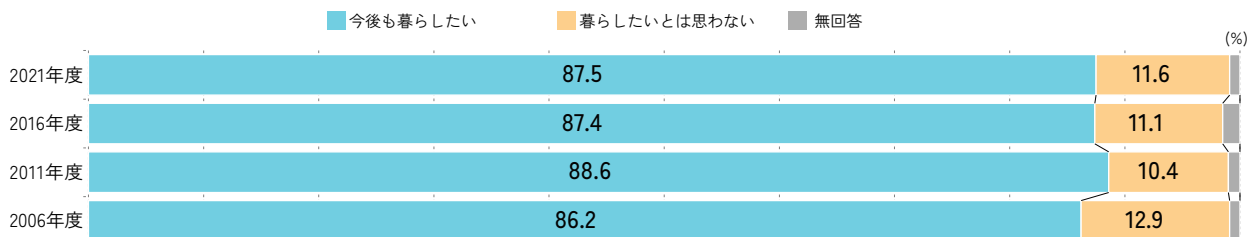
調査概要

	市民	小中学生
調査対象	18歳以上の市民 3,000人（無作為抽出）	小学5年生・中学2年生 480人
調査期間	2021年7月20日～8月5日	2021年7月2日～7月20日
回収結果	有効回答数 1,330票 （うち、インターネット回答数 388票） 有効回収率 44.3% （うち、インターネット回収率 29.2%）	有効回答数 456票 有効回収率 95.0%

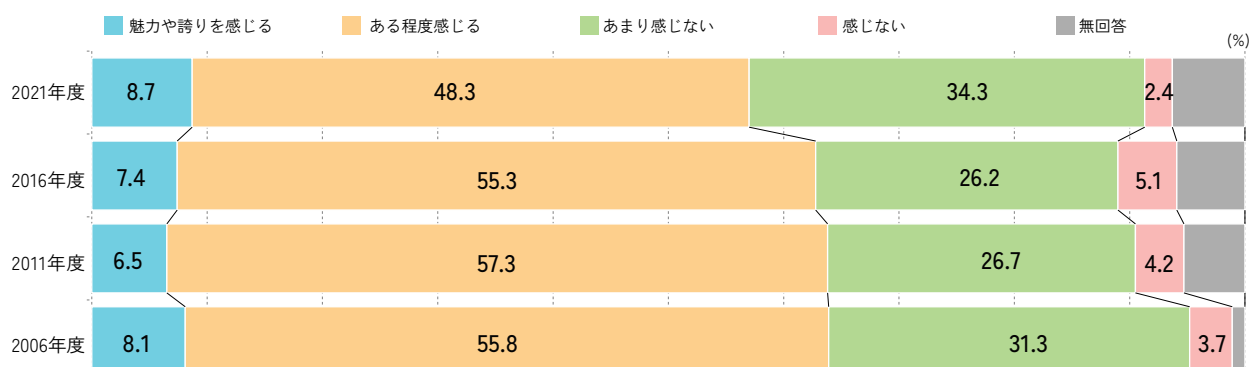
暮らしやすさ ▶ 市民の約9割が、本市を暮らしやすいまちと感じています。



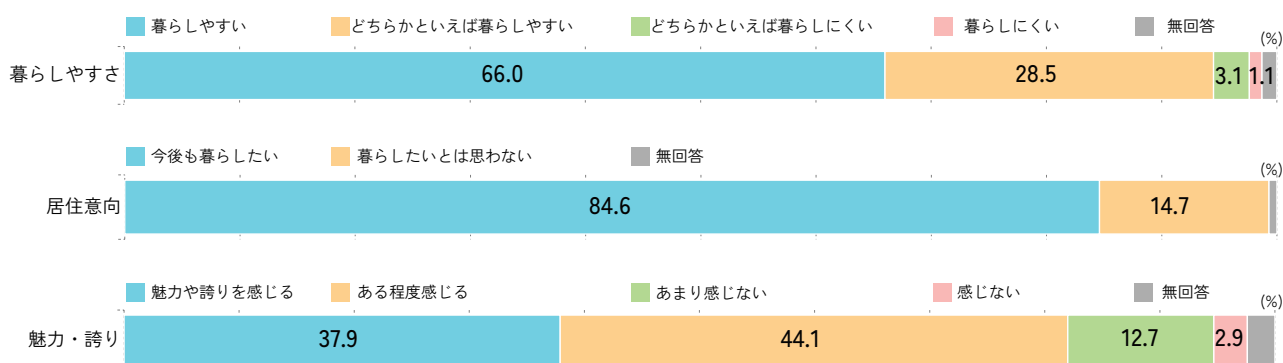
居留意向 ▶ 市民の約9割が、本市で今後も暮らしたいと思っています。



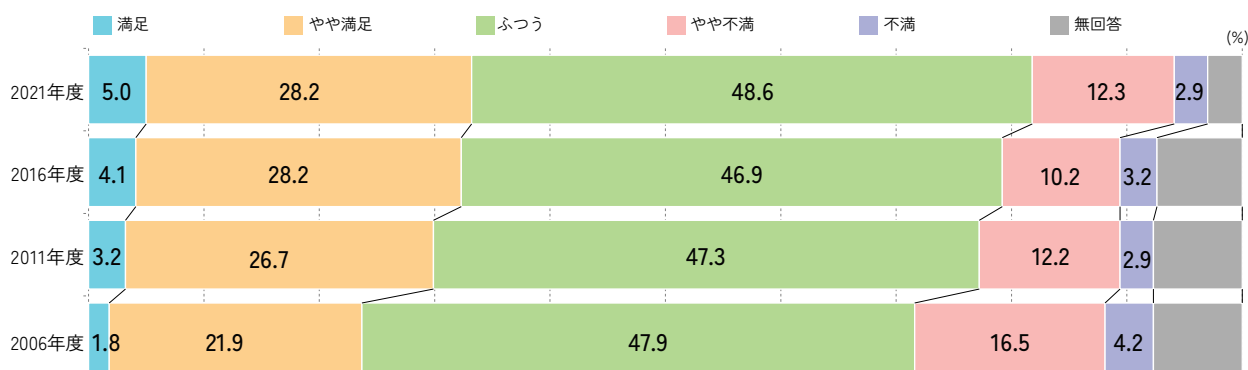
魅力・誇り ▶ 市民の約6割が、本市に魅力や誇りを感じています。



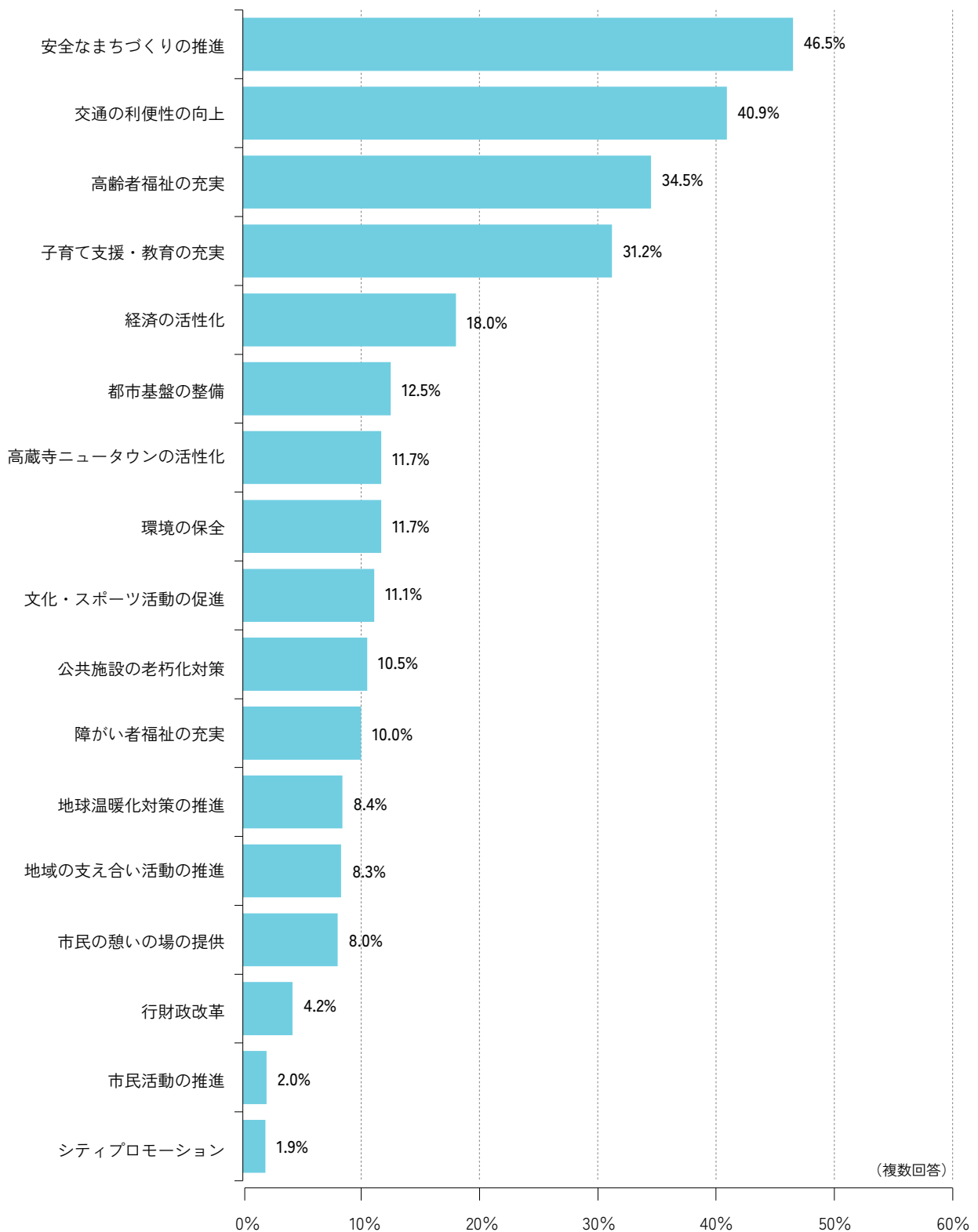
小中学生 ▶ 小中学生の9割以上が本市は暮らしやすく、今後も本市で暮らしたいと思っており、約8割が魅力や誇りを感じています。



市政に対する満足度 ▶ これまでの市の取組みに対する市民の満足度は、徐々に高まっています。

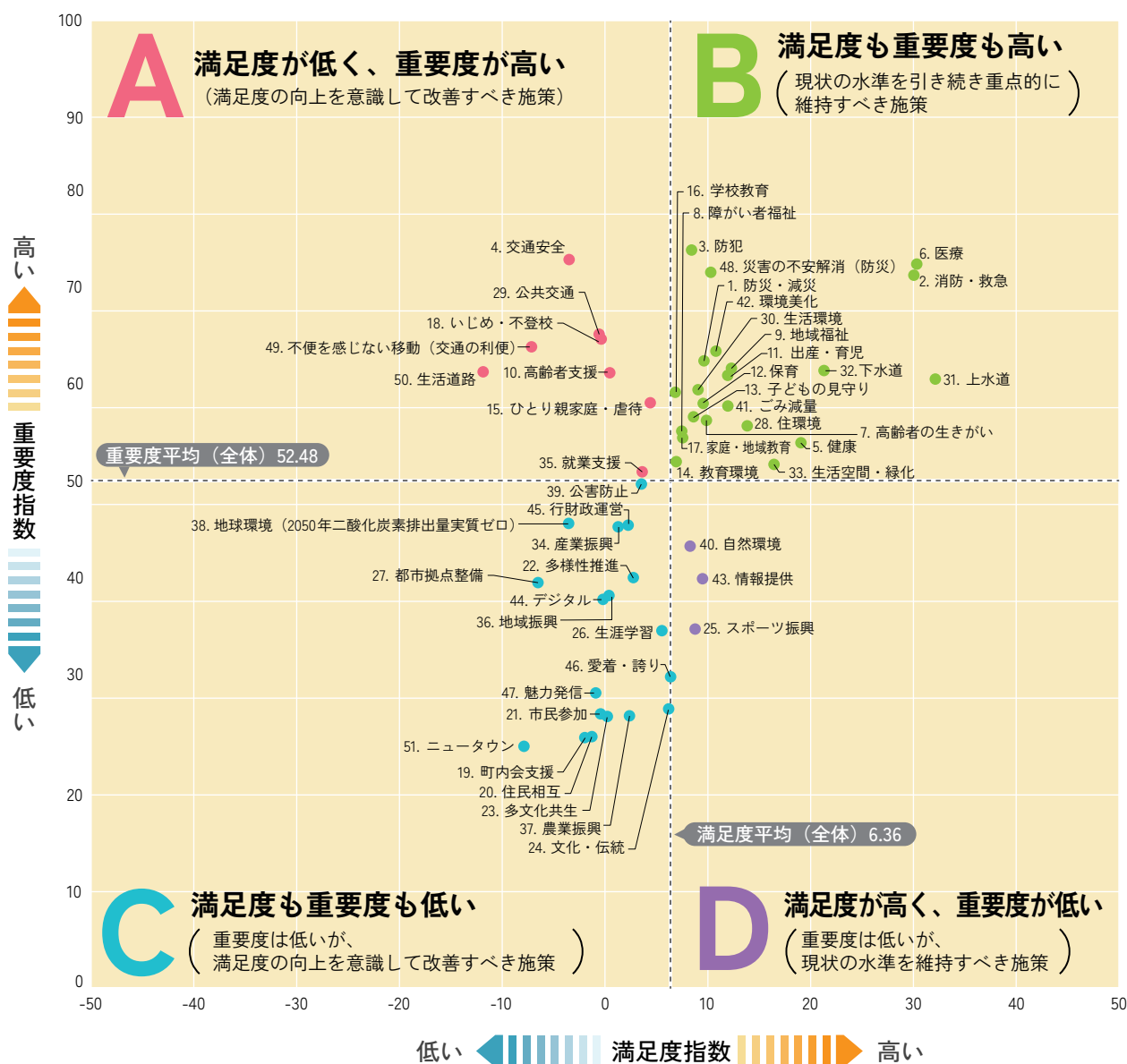


今後重要な分野 ▶ 「これからの春日井市はどのような分野に力を入れていくと良いと思いますか?」と尋ねたところ、全ての年代で「安全なまちづくりの推進」の回答が多くありました。



満足度指数と重要度指数による散布図

Aの領域に含まれる施策は、取組みに対する満足度は低いものの重要性の認識は高いため、他領域の施策と比べて優先した対応が望まれるものです。交通に関する施策などが最優先で改善すべきものとして求められています。



第3章 基本構想

1 市の将来像

暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい

将来像に込めた思い

私たちのまち春日井は、日本のほぼ中央に位置する名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。充実した交通網、豊かな自然などの恵まれた地理的条件を活かし、質の高い住環境と快適な都市空間の形成に努め、選ばれるまちとして「暮らしやすさ」という魅力を築いています。

私たちは、この恵まれた環境に甘んずることなく、先人たちが築き上げた「春日井」に感謝し、愛着と誇りを抱き、次世代へふるさとを引き継いでいかなければなりません。

住み慣れたまちで安心して年齢を重ねること、子どもが健やかに育つこと、人と人のつながりや生きがいを持つこと、いつまでも豊かな自然のもと快適な環境で過ごすことは、いつの時代にあっても私たちの願いです。

これらを実現するためには、生活を支える安定した社会を構築した上で、さらなるまちの魅力を高め、多くの市民が「暮らしやすさ」を感じるまちとすることが重要です。

そして、「暮らしやすさ」とともに、その先にある「幸せ」を多くの市民が実感できるまちにしていくことも大切です。

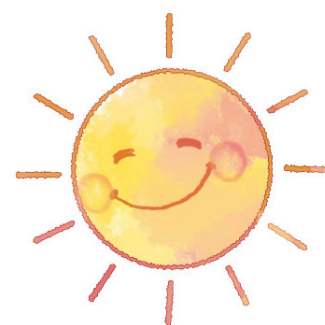
「幸せ」のかたちは人それぞれです。健やかに生きること、日々の生活の中で小さな喜びを感じること、あたたかな笑顔がそばにあること、希望を持つこと、夢を実現すること、誰かの喜ぶ顔を見ること・・・「幸せ」は、私たち一人ひとりの心を豊かにし、人生を豊かにし、暮らしを彩ります。

いろいろなかたちの「幸せ」が増え、色彩を帯びた一人ひとりの暮らしがたくさんになることで、まちがカラフルとなり、さらなるまちの「魅力」につながります。

世代を超えて誰もが「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感できるまちづくりを行い、これらの人から人へ、家族から地域へ、今から未来へつないでいくことをめざします。



暮らしやすさと幸せを
つなぐまち
かすがい



2 基本目標

「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」を実現するため、長期的な視点に立ち、次の四つの基本目標を掲げ、総合的なまちづくりを展開します。

基本目標 1 安全・安心なまち

生活と健康を守り、生涯にわたって幸せに暮らすことができるまちを実現します。

政策方針

防 災 ▶ 自助・共助・公助の切れ目のない連携に基づく災害に強いまちづくり

生活安全 ▶ 市民・地域・行政が一体となり、犯罪や交通事故を減らす安全なまちづくり

健 康 ▶ 私たち一人ひとりがいつでも「健康」を意識し、生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるまちづくり

福 祉 ▶ 高齢者や障がいのある人が安心して社会に参加することができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり

基本目標 2 子どもの笑顔があふれるまち

安心して子どもを産み、育てることができ、やさしさとたくましさを持った子どもを育み、夢や誇りを持つことができるまちを実現します。

政策方針

子 育 て ▶ 安心して子どもを産み、育てることができる環境の中で、全ての子どもがいきいきと育ち、全ての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちづくり

教 育 ▶ 社会全体で良質な学びの場を提供し、次世代を担う子どもの健やかな心身と確かな学力を育むことができるまちづくり

基本目標 3 思いやりと生きがいがあるまち

思いやりが人と人をつなぎ、一人ひとりが輝くまちを実現します。

政策方針

市民活動

地域の課題解決に向けて、市民・地域・行政がそれぞれの特性を活かした連携ができるまちづくり

共生

誰もが思いやりの心を持って、互いを尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくり

文化・スポーツ

誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」文化やスポーツに親しみ、生きがいを持って、心豊かに暮らすことができるまちづくり

基本目標 4 活力とやすらぎのあるまち

「春日井」の魅力を明日へつなぎ、みんなで未来を創るまちを実現します。

政策方針

都市基盤

快適な都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した誰もが住み続けたいくなるまちづくり

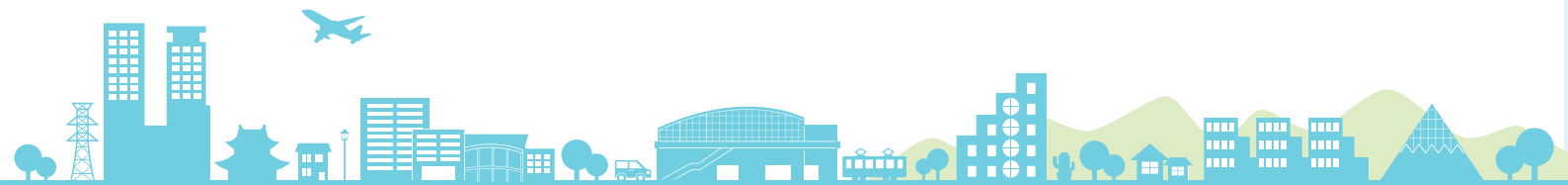
産業

未来への活力と人の交流を創出する産業とにぎわいのもと、誰もが安心して働けるまちづくり

政策方針

環境

私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり



第 2 部

基本計画

◆ 基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、
◆ 施策の基本的な方向性及び体系を示します。
◆ 総合的かつ計画的な市政の運営を進める上での指針となるものです。

1 計画改定の趣旨

2 体系図

3 重点方針

4 各政策分野の取組み

▶政策分野 1 防災・生活安全

▶政策分野 2 健康・福祉

▶政策分野 3 子育て・教育

▶政策分野 4 市民活動・共生・文化・スポーツ

▶政策分野 5 都市基盤・産業

▶政策分野 6 環境

1 計画改定の趣旨

基本構想では、市の将来像と四つの基本目標を掲げました。

基本計画では、この四つの基本目標を実現するために推進する施策を六つの政策分野に区分し、市政全般にわたる施策の基本的な方向性を体系的に示すとともに、基本計画の期間内（2018～2027年度）における重点となる基本方針（重点方針）を掲げます。

2 体系図





基本計画

めざすまちの姿	施策
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害に対する備えができているまち ▶ 犯罪や交通事故が少ないまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災・減災対策の充実 2 防犯力の向上 3 交通安全対策の強化
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康を大切にするまち ▶ 福祉や医療が充実したまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進と地域医療の確保 2 高齢者福祉の充実 3 障がい者福祉の充実 4 地域での支え合いの推進
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもの成長を応援するまち ▶ 子どもの可能性を広げるまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て子育て支援の充実 2 良好な教育環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人を思いやり、ともに助け合うまち ▶ 誰もが尊重され、大切にされるまち ▶ 文化・スポーツに親しむまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進 2 ダイバーシティ（多様性）の推進 3 文化・スポーツ・生涯学習の推進
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 快適な住環境が整ったまち ▶ 活力を生み、人が集い交流するまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備 2 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境にやさしいまち 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地球環境の保全と自然との共生 2 ごみ減量とまちの美化の推進

3 重点方針

基本計画では市政全般にわたる施策を掲げており、全ての施策を有機的に関連させながら総合的に取り組んでいく必要があります。

そして、市民満足度の向上と本市の課題を克服する上で効果が高いと期待される取組みについては、組織横断的な推進体制のもとで効果的かつ効率的に展開することが必要となります。

少子高齢社会・人口減少社会において、健全な財政運営のもと「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」の実現に向けた施策を展開するにあたり、次のとおり重点方針を定め、基本計画の期間内において、様々な施策における取組みを積極的に展開します。

人と地域が
つなぐ
暮らしやすさ



健康が
つなぐ
幸せ



子どもと
学びが
つなぐ未来



1 人と地域がつながり暮らしやすさ

地域の住民が主体となり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創ることができる、地域共生社会を実現することは、私たちの生活の支えになるとともに、「暮らしやすさ」にもつながります。

地域における人間関係の希薄化が指摘されるなか、防災、福祉、子育てなど様々な分野において、人や地域のつながりがさらに求められるため、身近なつながりを大切にすること、新たなつながりを築くことが重要となります。

主な取組み	内容
住民主体の防災力・災害対応力の強化	町内会などによる防災訓練、災害時の連絡体制・要配慮者 ^{※11} の支援体制・避難所運営体制の整備、防災リーダーの育成など住民主体の防災活動を支援し、地域の防災力や災害対応力の強化を図ります。
地域ぐるみの安全対策	児童の登下校時の見守りや声かけ、防犯や交通安全の教室の開催、防犯灯や防犯カメラの設置など地域の安全確保に向けた取組みを支援し、地域ぐるみの安全対策を促進します。
地域の支え合いづくり	高齢、障がい、子どもなどの分野を超えて、交流できる場や居場所の確保など、市民相互の信頼と支え合いによる地域づくりを支援します。
地域の新たな仕組みづくり	町内会に限らず住民自らが地域の課題を探り、解決しようとする活動など地域の特性に応じた住民主体の活動を支援し、地域を良くしていくための新たな担い手の育成を図ります。
地域を支える移動手段の確保	住民が主体となって身近な移動手段を確保する活動の支援やかすがいシティバスの見直しなどに取り組み、地域の实情に即した最適な公共交通網の形成と日常生活に不可欠な移動手段の確保を図ります。
地域をつなぐ快適な環境づくり	住民主体の資源回収、ごみステーションの適正管理や清掃活動を支援するほか、ごみの適正排出の促進、空き家対策など地域の美化や環境の保全につながる活動を支援し、地域における環境活動を促進します。

成果指標



※11 要配慮者…高齢者、障がいのある人、妊婦、乳幼児など災害の避難時などにおいて配慮が必要な人。

2 健康がつなぐ幸せ

健康は、一つの財産であり、幸せの原点です。

生涯にわたって健康に生活できることは、自分や家族の「幸せ」であるとともに、生きがいづくりやまちの輝きにつながります。

人生100年時代において、今後さらに健康寿命の延伸が期待されるなか、高齢者から子どもまで全ての人が健康で生きがいを持って活躍できるまちづくりが重要となります。

主な取組み	内容
一人ひとりが意識する健康づくり	ライフステージに応じた健康づくり、検(健)診の受診、生活習慣病の予防につながる食生活等の改善など、一人ひとりが生涯を通じて健康で自立して生活できるための取組みを支援します。
地域で取り組む健康づくり	地域ぐるみの健康づくりや介護予防運動など住民主体の健康活動を支援するとともに、健康マイスターなど地域で健康づくりや介護予防を行う人材の育成と活用を図ります。
健康につながる生きがいづくり	ボランティア活動の支援、住民主体の文化活動の支援、レクリエーションスポーツの普及など、多世代にわたって健康かつ生きがいを持って生活できるための支援を行います。
健康を支える都市基盤の整備	運動施設の整備、高齢者や障がいのある人に配慮した公共施設の整備、安全に遊んだり運動することができる公園づくりなど健康的な生活につながるような人にやさしい都市基盤の整備をします。
健康的な働き方の実践	長時間労働の是正、仕事と家事・育児・介護・地域参加との希望するバランスを確保できるような働き方を推進するほか、事業者の健康づくりに資する活動を推進し、健康で心豊かな暮らしにつながる取組みを支援します。
健康を支える快適な生活環境の確保	健全な水循環の確保、水や緑とのふれあいの場の創出、豊かな自然の保全に資する活動への支援などを行うことで、自然の恵みを享受でき、公害のない健康的に暮らすことができる生活環境を確保します。

成果指標

健康寿命(歳) ^{※12}	現 状 (2015年)	中 間 (2020年)	目 標 (2025年)
	男性 79.3 女性 84.0	男性 80.7 女性 84.8	平均寿命の 増加分を上回る 健康寿命の増加

※12 健康寿命...WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、日常的な介護などを必要とせず自立して暮らすことができる期間の平均。本計画では厚生労働省が示す健康寿命の算定方法の一つである介護保険の要介護認定者数(要介護2~5)に基づく方法を用いて算出。

3 子どもと学びがつなぐ未来

子どもは、社会の宝であり、家族をつなぎ、地域をつなぐ「かすがい(鋸)」となります。

将来にわたり輝くまちを築くためには、未来を担う子どもを社会全体で健やかに育むことが大切であり、子育てで育ち環境を充実させることはもちろん、子どもとともに学び、子どもから信頼される大人になるほか、信頼される地域、信頼される社会を築き、子育て世代にとって魅力のあるまちづくりが重要となります。

主な取組み	内容
楽しく子育てができる環境づくり	乳幼児家庭への訪問、親子が集う交流の場づくり、地域と保護者のつながりづくりなど子育て家庭が安心して子どもを育てることができるような取組みを実施します。
安心して働くための保育サービスの充実	保育園などの整備促進や保育士の確保などにより必要な保育の提供を行うほか、保護者の多様な就労形態などに対応できるよう延長保育や一時保育などの保育サービスを充実します。
子どもが輝くための教育力の向上	教育内容・教育体制・教育設備を充実させるほか、ICT ^{※13} の活用や児童の英語力の向上など将来を見据えた教育を実施し、児童の学習意欲を高め、確かな学力の定着と向上を図ります。
子どもを守る体制の整備	相談窓口の充実など子どもや保護者などの多様な悩みに対応するための体制の整備と関係者間の連携を強化するとともに、大人もともにいじめを生み出さない風土をつくることで、いじめから子どもを守るほか、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など子どもの抱える多様な問題に対応します。
主体的な学びの機会の充実	図書館、公民館などにおける学びの機会の充実により市民が身近な学びの場として気軽に活用できる環境をつくるほか、生涯を通じた主体的な学習活動やその成果を活かす仕組みづくりを支援します。
多様な体験・交流の機会の充実	職業体験、地域での交流体験、農に親しむ機会や環境学習による自然体験など学びの機会と場を充実し、社会の一員としての子どもの体験活動を通して未来を拓く生きる力を育むとともに、子どもと向き合いながら大人もともに成長する機会の充実を図ります。

成果指標



子は鋸(かすがい)

コラム

鋸(かすがい)とは、材木と材木をつなぎ止めるために打ち込む両端の曲がった釘。「子は鋸」ということわざは、子どもは夫婦の仲をつなぎ保つ意味で使用されます。

※13 ICT...「Information and Communication Technology」の略語。「情報通信技術」と訳され、ITが技術そのものを意味するのに対し、ICTは技術の使い方や活用方法等を含む。

4 各政策分野の取組み

基本構想で掲げた四つの基本目標の実現に向けた政策方針について、六つの政策分野に分けて、それぞれの現状と課題を整理し、推進すべき施策とその基本的な方向性を示します。

各政策分野の取組みの見方

1 防災・生活安全

現状と課題

1 防災
東日本大震災をはじめ、全国各地で多発する大規模自然災害を受け、市民の防災意識は向上したものの、災害への備えを怠る家庭は増加傾向に留まっているため、継続的に市民の防災意識を向上させる必要がある。

2 防犯
南海トラフ地震など大規模自然災害が発生した場合には、市民の安全を守り、被害を最小限に抑えるため、都民の安全を確保するために、自助・共助・公助による総合的な防災対策の実行が必要である。

3 防犯
近年、全国各地で犯罪活動の影響にさらされる被害が増加しているため、被害の軽減に向けた対策と被害防止の体制づくりが必要である。

4 交通安全
地球環境や世界情勢の変化などによる新たな危険性が懸念されるため、日頃から市民の生命と生活を守るための対策を進める必要がある。

2 めざすまちの姿

1 防災・生活安全
災害に対する備えができていき
犯罪や交通事故が少ないまち

3 施策（市の取組み）

1 防災・減災対策の充実

- 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を図ります。
- 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実、避難所の生活環境の向上を図るほか、災害発生時ににおける迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備します。
- 災害発生時の交通確保の確保や緊急輸送の確保のため、居住地域の災害リスクの軽減を図るとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
- 台風や雨降時の大雨による浸水被害を軽減するため、河川の整備・維持管理や雨水対策施設の充実などの治水対策を推進します。
- 火災などの自然的災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るとともに、予防意識の向上や予防知識の普及を図るとともに、防災拠点となる防災施設の整備・増強、消防・防災体制の充実と危機管理対策を推進します。

2 防犯力の向上

- 多様化する犯罪に未然に防ぐための情報発信と情報共有による防犯意識の向上を図るとともに、地域における自主的な防犯活動の実施し、犯罪を起さない環境づくりを推進します。
- 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るとともに、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談対応の実施を推進します。

3 交通安全対策の強化

- 交通事故を未然に防ぎ、地域や学校における交通安全教育の実施や警察など関係機関との連携を強化し、交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。
- 交通安全施設の整備や交通事故防止対策など生活道路の安全確保を図るとともに、歩行者や自転車利用者の安全対策を行い、事故が発生しない環境づくりを推進します。

7 成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
防災	災害への備えをしている世帯の割合 (%)	50.5	53.3	60.0
	自主防災組織の訓練参加率 (%)	74.9	75.3	80.0
	公共施設の耐震化率 (%)	91.8	96.8	98.0
	火災発生件数 (件)	87	46	40
防犯	犯罪発生件数 (件)	2,650	1,347	1,070
	交通事故発生件数 (件)	11,020	8,577	8,600

8 私たち一人ひとりができること

- 災害時に備えて生活物資の備蓄、家具の転倒防止や火災防止など実用できる対策を行うこと
- 家族で避難所や避難経路の確認を行うこと
- 毎日市民安全安心情報ネットワークに登録し、災害情報や犯罪情報などを受け取る
- 木造住宅の耐震診断や耐震工事を行うこと
- 地域の防災訓練に参加すること
- 防犯パトロールを兼ねたウォーキングや犬の散歩、自転車通勤を行うこと
- 道路を清掃するときは、赤い袋（建設）を持っていくこと
- 歩道からスマートフォンを操作するなどの周りの人の迷惑を妨げないこと
- 夜の外出時には、明るい色の服を着たり、反射材などをつけて、自分の存在を知らせること
- 交通ルールとマナーを守り、思いやりのある運転を心がけること

9 地域のみんなでできること

- 防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うこと
- 民生委員などと協力して災害時の要配慮者を把握・共有し、災害時の避難先を確保すること
- 小・中学校や児童館などによる地域防犯活動を行うこと
- 学校や町内会など犯罪の情報を共有し、防犯パトロールを行うこと
- 交通事故が多発している場所の情報を共有し、啓発看板の設置や子どもなどの見守りを行うこと

10 市内の事業者ができること

- 適正な防災管理を行うほか、避難訓練を行うこと
- 非常時の業務継続計画を作成するほか、防災訓練を行うこと
- 災害発生時に地域住民のために場所や物資の提供をすること
- 従業員の交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ること

1 政策分野

基本構想で掲げた政策方針を六つに分類した政策分野です。

2 めざすまちの姿

この政策分野でめざすまちの姿です。

3 現状と課題

この政策分野を取り巻く現状と課題をまとめています。

4 施策（市の取組み）

「めざすまちの姿」を実現するために、主に市が取り組む施策とその基本的な方向性を示しています。

5 関連する主な個別計画など

掲げた施策に関連する主な個別計画などを示しています。

6 関連する SDGs

各施策に関連する SDGs の主なゴールをアイコンで示しています。

7 成果指標

成果を重視した効果的な施策を展開するため、「めざすまちの姿」の達成度を確認するための目安となる指標を設定しています。

8 私たち一人ひとりができること

「めざすまちの姿」を実現するために、私たち一人ひとりができることを例示しています。

9 地域のみんなでできること

「めざすまちの姿」を実現するために、地域のみんなでできることを例示しています。

10 市内の事業者ができること

「めざすまちの姿」を実現するために、市内の事業者ができることを例示しています。

防災・生活安全

守る、備える。
安全な春日井



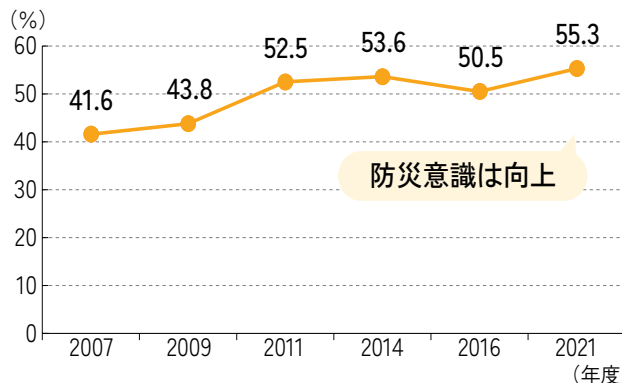
1 防災・生活安全

現状と課題

1 防災

- 東日本大震災をはじめ、全国各地で多発する大規模自然災害を受け、市民の防災意識は向上したものの、災害への備えをしている家庭は半数程度に留まっているため、継続的に市民の防災意識を向上させる必要があります。
- 南海トラフ地震など大規模自然災害が発生した場合においても、市民の生命を守り、被害を最小限に抑えるため、都市基盤の安全性を確保するとともに、自助・共助・公助による総合的な防災・減災対策を行う必要があります。
- 近年、全国各地で気候変動の影響に伴う豪雨などによる被害が増加しているため、被害の軽減に向けた対策と災害時における体制づくりが必要です。
- 地球環境や世界情勢の変化などによる新たな危険性が懸念されるため、日頃から市民の生命と生活を守るための対策を進める必要があります。

災害への備えをしている家庭の割合

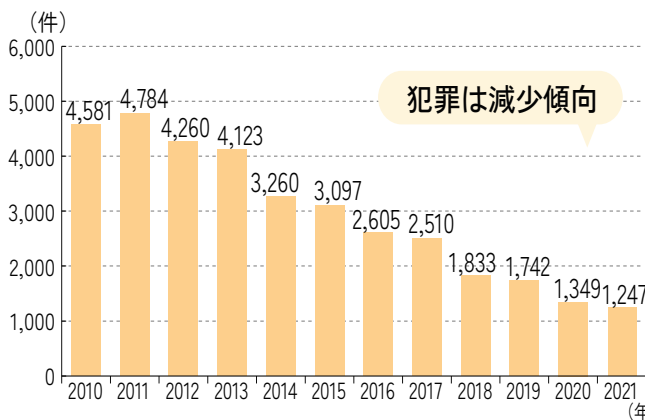


出典：市民意識調査

2 防犯

犯罪の発生件数は減少傾向ですが、犯罪手口が巧妙化し、自動車盗難や住宅侵入盗、特殊詐欺などの犯罪が多発しているほか、消費者トラブルは複雑化・多様化しているため、市民が安心して生活できるための取組みが必要です。

犯罪発生件数

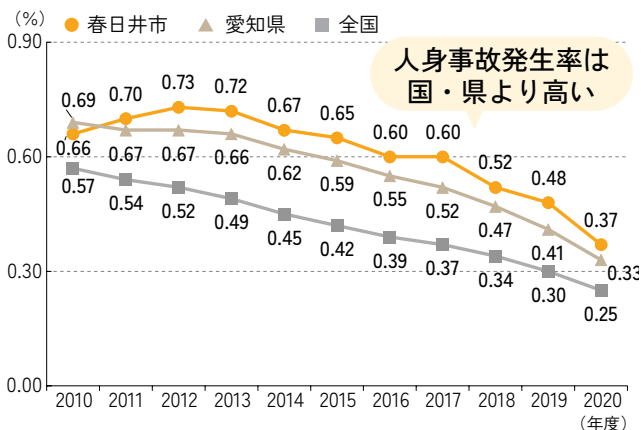


出典：春日井市統計書

3 交通安全

近年、本市の交通人身事故発生率は減少傾向であるものの、市民意識調査においては改善すべき施策の一つとして掲げられるため、市民や関係機関と一体となって交通事故を減らすことが必要です。

交通人身事故発生率



出典：春日井市統計書、愛知県統計年鑑、交通安全白書

施策（市の取組み）

1 防災・減災対策の充実



- 1 自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進します。
- 2 災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実、避難所の生活環境の向上を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための総合的な防災・減災体制を整備します。
- 3 災害時における交通遮断の回避と緊急輸送路の確保のため、居住地域の災害リスクの軽減を図るとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
- 4 台風や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、河川の整備・維持管理や雨水対策施設の充実などの治水対策を推進します。
- 5 火災などの日常的災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、予防意識の向上や予防知識の普及に努めるとともに、防災拠点となる消防施設の整備を進め、消防・救急体制の充実と危機管理対策を推進します。

関連する主な個別計画など

- 春日井市地域強靱化計画（2020年～）
- 春日井市地域防災計画（2022年～）
- 春日井市業務継続計画（2020年～）
- 春日井市耐震改修促進計画（2021～2030年度）

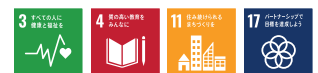


2 防犯力の向上



- 1 多様化する犯罪を未然に防ぐための情報発信と情報共有による防犯意識の向上を図るとともに、地域における自主的な防犯活動を支援し、犯罪を起こさせない環境づくりを推進します。
- 2 消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を推進します。

3 交通安全対策の強化



- 1 交通事故を減らすため、地域や学校における交通安全教育の実施や警察などの関係機関との連携を強化し、交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。
- 2 交通安全施設の整備や交通事故防止対策など生活道路の安全確保を図るとともに、歩行者や自転車利用者の安全対策を行い、事故が発生しにくい環境づくりを推進します。

関連する主な個別計画など

- 第11次春日井市交通安全計画（2021～2025年度）

成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
防災	災害への備えをしている家庭の割合 (%)	50.5 (2016年度)	▶ 55.3 (2021年度)	▶ 60.0 (2026年度)
	自主防災組織の訓練実施率 (%)	74.9 (2016年度)	▶ 25.3 (2021年度)	▶ 90.0 (2026年度)
	公共施設の耐震化率 (%)	91.8 (2016年度)	▶ 96.8 (2022年度)	▶ 98.0 (2026年度)
	火災発生件数 (件)	87 (2016年)	▶ 46 (2021年)	▶ 40 (2026年)
防犯	犯罪発生件数 (件)	2,605 (2016年)	▶ 1,247 (2021年)	▶ 1,070 (2026年)
交通安全	交通事故件数 (件)	11,026 (2016年)	▶ 8,977 (2021年)	▶ 8,600 (2026年)

私たち一人ひとりができること

- 災害時に備えて生活物資の備蓄、家具の転倒防止や出火防止など家庭でできる対策を行うこと
- 家族で避難所や避難経路の確認を行うこと
- 春日井市安全安心情報ネットワーク^{※14}に登録し、気象情報や防犯情報などを受け取ること
- 木造住宅の耐震診断や耐震工事を行うこと
- 地域の防災訓練に参加すること
- 防犯パトロールを兼ねたウォーキングや犬の散歩、自転車運転を行うこと
- 道路を横断するときは、左右をよく確認して横断すること
- 歩きながらスマートフォンを操作するなど周りの人の通行を妨げないこと
- 夜の外出時には、明るい色の服を着たり、反射材などをつけて、自分の存在を知らせること
- 交通ルールとマナーを守り、思いやりのある運転を心がけること

地域のみんなでできること

- 防災マニュアルを作成し、防災訓練を行うこと
- 民生委員などと協力して災害時の要配慮者を把握・共有し、災害時の避難体制を構築すること
- あいさつや声かけによる地域の目を強化すること
- 学校や町内会などで犯罪の情報を共有し、防犯パトロールを行うこと
- 交通事故が多発している場所の情報を共有し、啓発看板の設置や子どもなどの見守りを行うこと

市内の事業者ができること

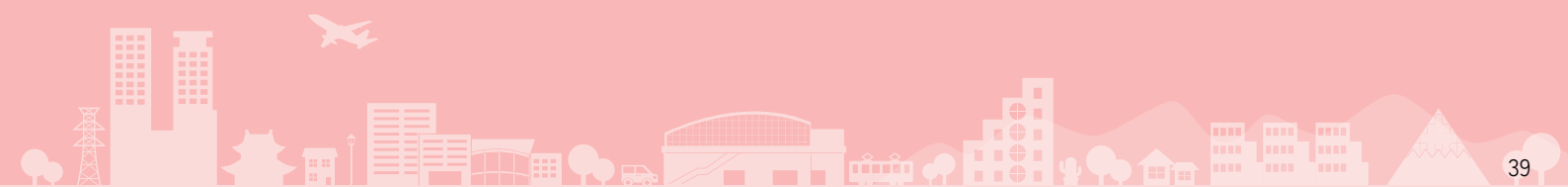
- 適正な防火管理を行うほか、避難訓練を行うこと
- 非常時の業務継続計画^{※15}を作成するほか、防災訓練を行うこと
- 災害発生時には地域住民のために場所や物資の提供をすること
- 従業員の交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ること

※14 春日井市安全安心情報ネットワーク...安全安心情報(防犯など)や気象情報(気象、地震、避難勧告など)、消防情報(火災など)を携帯電話やスマートフォン、パソコンにメールで配信するサービス。

※15 業務継続計画...災害などの緊急事態が発生した場合、企業などが平常時に行っておくべき活動や緊急時における業務継続のための体制や手順などをあらかじめ定めておく計画(BCP:Business Continuity Plan)。

健康・福祉

ふれあい、支え合い。
安心の春日井



2 健康・福祉

現状と課題

1 健康

- 1 ライフスタイルの変化などにより、がん（悪性新生物）や心臓病などの生活習慣病による死因が約半数を占めているほか、特定健康診査の受診率の低迷（2021年度 34.6%）が続くため、市民が健康を意識し、健康づくりができる環境を整えることが必要です。
- 2 高齢化の進行などにより健康を支える医療に対する需要の増加が見込まれるなか、誰もが安心して生活するためには、住み慣れた地域で適切な医療が受けられる体制を持続的に確保することが必要です。

2 高齢者福祉

- 1 高齢化の進行により支援や介護を必要とする高齢者が増加しているため、増加・多様化するニーズに対応した介護・高齢者福祉サービスの提供が必要です。
- 2 高齢者が増加するほか、平均寿命が延伸しているため、高齢者が元気に暮らすための支援や、いつまでも生きがいを持って生活できるための環境づくりが必要です。

3 障がい者福祉

障がいのある人の数は年々増加し、親の高齢化など生活への不安や支援ニーズも多様化しているため、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるための環境づくりが必要です。

4 地域福祉

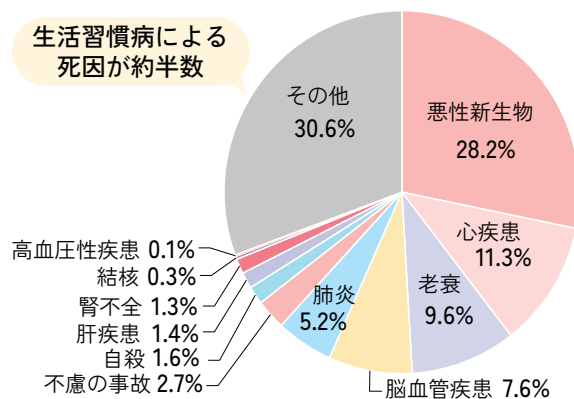
少子高齢化や核家族化等に伴い、家庭や地域における支え合いの基盤が弱まっているため、社会的孤立や認知症などの問題に加えて、介護と子育てのダブルケア^{※16}や8050問題^{※17}、ヤングケアラー^{※18}など、複合化した課題を抱える世帯に対し、包括的に支援する仕組みづくりが必要です。

※16 ダブルケア...子育てと親の介護を同時に抱えている状態。

※17 8050問題...80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題。背景には子どものひきこもりの長期化にあり、社会的に孤立して生活が立ち行かなくなるケースも目立ち始めている。

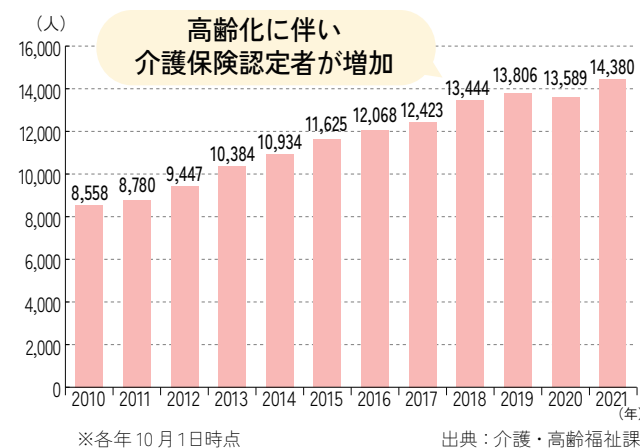
※18 ヤングケアラー...本来、大人が担うような家事や家族のケア（介護や世話）を日常的に行う、18歳未満の子どものこと。自分の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、ケアを担う子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性がある。

主要死因別構成比（2020年）



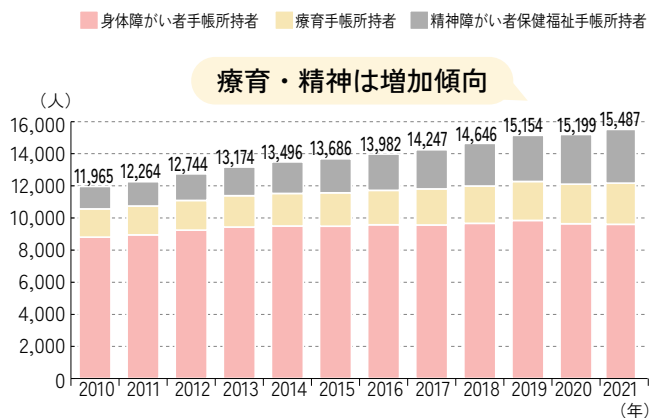
出典：愛知県衛生年報

介護保険認定者数



出典：介護・高齢福祉課

障がいのある人の数



出典：春日井市統計書

施策（市の取り組み）

1 健康づくりの推進と地域医療の確保



- 1 若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを促進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。
- 2 生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、誰もが安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。

関連する主な個別計画など

- ・ かすがい健康計画 2023(2019~2023 年度)
- ・ 春日井市自殺対策計画 (2019~2023 年度)

2 高齢者福祉の充実



- 1 高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 2 高齢者が培ってきた能力や経験を活かし、地域や社会で活躍できる環境づくりを推進するとともに、デジタル技術を取り入れた交流の場や学びの機会を充実し、多様な生きがいづくりや社会参加を促進します。

関連する主な個別計画など

- ・ 第8次春日井市高齢者総合福祉計画 (2021~2023 年度)

3 障がい者福祉の充実



- 1 障がいのある人が安心して生活できるよう障がい者福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。
- 2 障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。

関連する主な個別計画など

- ・ 第5次春日井市障がい者総合福祉計画 (2021~2023 年度)

4 地域での支え合いの推進



- 1 様々な福祉課題を抱える人の孤立を防ぎ、社会参加を促すため、地域住民や地縁団体、市民活動団体、企業など、多様な主体が参画して行う地域福祉活動を支援します。
- 2 複合的な福祉課題を抱える世帯に対して、関係機関や地域住民と連携・協働し、地域における包括的な相談支援体制を構築することで、適切な支援につなげます。
- 3 生活困窮に至る前に必要な支援を行うとともに、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度^{※19}の適切な運営を図ります。
- 4 福祉サービス充実のため、総合的な拠点施設の整備に向けた研究を行います。

関連する主な個別計画など

- ・ 春日井市地域共生プラン (2020~2024 年度)

※19 生活困窮者自立支援制度...生活困窮者自立支援法に基づき、働きたくても働けない人など生活保護に至っていない人に対し、相談支援、住居確保給付金の支給その他の自立の支援を行う制度。

成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
健康	日頃から健康づくりのためにしていることがある人の割合(%)	74.5 (2016年度)	73.7 (2021年度)	80.0 (2026年度)
	急病時の対応やかかりつけ医などの医療体制に安心している人の割合(%)	63.4 (2016年度)	58.1 (2021年度)	70.0 (2026年度)
高齢者福祉	要支援・要介護認定率(%)	15.7 (2016年)	17.4 (2022年)	22以下 (2026年)
	趣味や健康づくり、町内会などの活動に参加している高齢者の割合(%)	49.6 (2016年度)	40.4 (2021年度)	65.0 (2026年度)
障がい者福祉	暮らしやすいまちと感じている障がいのある人の割合(%)	83.3 (2016年度)	83.6 (2019年度)	88.0 (2026年度)
地域福祉	住民主体サービス ^{※20} などの実施団体数(団体)	63 (2016年度)	92 (2021年度)	110 (2026年度)
	ハローワークとの連携による生活保護受給者の就職者数(人)	142 (2016年度)	51 (2021年度)	190 (2026年度)

私たち一人ひとりができること

- 運動に親しみ、運動習慣を身につけ、生涯にわたって適度な運動量を保つこと
- 十分な睡眠と休養、年齢や生活に応じた食事をする
- 予防接種や健康診断を受けること
- 病状に応じた適切な医療機関などを選択すること
- 地域や社会との関わりを積極的に持つこと
- 身近な人に困っていることや手伝ってほしいことを伝えること
- 高齢者や孤立化の恐れがある人などの様子を気づかい、困っている人がいれば話を聞くこと

地域みんなでできること

- ラジオ体操など健康の維持増進につながるイベントを開催すること
- 地域の高齢者や障がいのある人などが気軽に集まれる機会や場をつくること
- 地域で困っている人の生活課題を掘り起こし、共有、解決できる仕組みをつくること

市内の事業者ができること

- 従業員の健康づくりや健康診断の受診を支援すること
- 高齢者や障がいのある人のニーズに合った商品やサービスを提供すること
- 生活困窮者などの自立に向けた取組みに協力すること

※20 住民主体サービス...地域住民主体の自主活動として行われる要支援者などの見守り支援などの訪問型サービスと体操や会食などの自主的な通いの場を提供する通所型サービス。

子育て・教育

みんなで育み、みんなで歩む。
子どもの夢が広がる春日井



3 子育て・教育

現状と課題

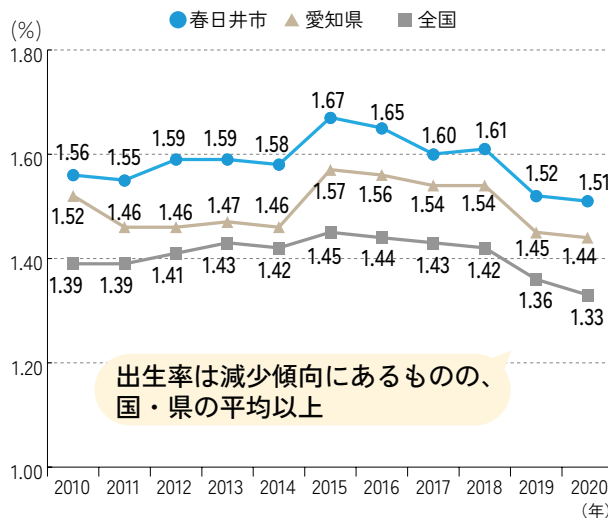
1 子育て

- 1 本市の合計特殊出生率は、全国や愛知県の平均値を上回っているものの、出生数は減少傾向にあるため、結婚、出産の希望をかなえることができる環境づくりが必要です。
- 2 核家族化の進展や共働き家庭の増加により保育ニーズが増加・多様化するほか、保護者の子育てに対する不安や負担も増加・多様化しているため、社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。

2 教育

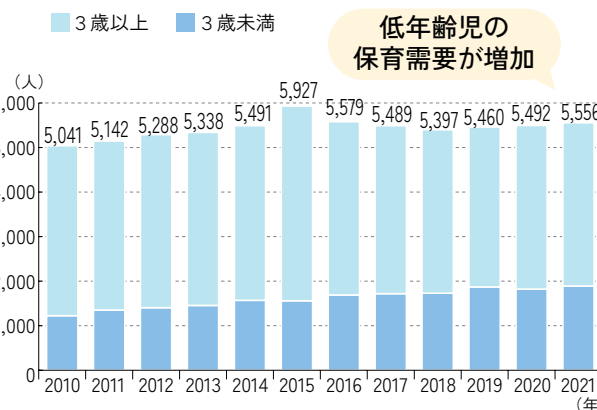
- 1 一人一台のタブレット端末や小中学校の空調機設置など、子どもたちの健やかな成長のため、快適な学習環境を整えてきたなか、今後はICTの効果的な活用や、良好な教育環境を維持していく必要があります。
- 2 核家族化の進展やライフスタイルの変化のほか、情報化の進展など社会変化が激しいなか、子どもがたくましく生きていくために、家庭と地域と学校が一体となって、子どもの健やかな成長を支える必要があります。
- 3 学校に行くのは楽しいと思う小中学生は全国平均以上であるものの、減少傾向であり、顕在化するいじめ問題などをなくすため、思いやりの心を育むとともに、子どもの不安や悩みに対するきめ細かな支援を行う仕組みづくりが必要です。

合計特殊出生率



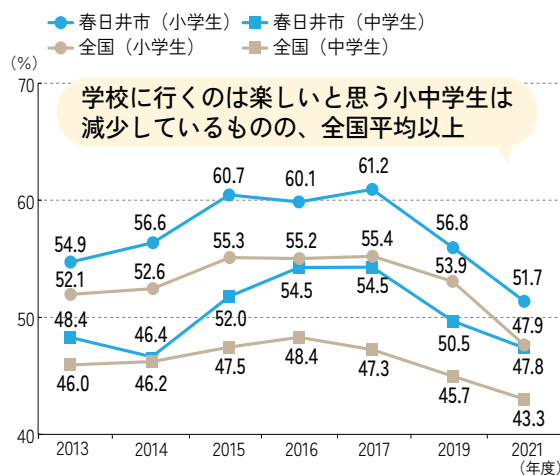
出典：子ども政策課、愛知県衛生年報、厚生労働省 人口動態統計

保育園園児数



出典：春日井市統計書

学校に行くのは楽しいと思う小中学生の割合



注) 2018年度は該当設問なし。2020年度は調査未実施。
出典：全国学力・学習状況調査

施策（市の取組み）

1 子育て子育て支援の充実



- 1 妊娠、出産、子育てに関する不安や負担を軽減するほか、母子の健康を守り、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を図ります。
- 2 保育園などの整備、多様で良質な保育サービスの提供を行い、保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応するほか、地域の支えのなかでの子育て子育て支援を促進し、子どもの健やかな成長を支援します。
- 3 ひとり親家庭や特に配慮が必要な家庭への支援を行うほか、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応や子どもの貧困対策を推進し、家庭環境に関わらず子どもが希望を持つことができる社会の実現を図ります。

関連する主な個別計画など

- 第2次新かすがいっ子未来プラン（2020~2024 年度）



2 良好な教育環境の整備



- 1 学力と体力の向上を図るとともに、一人一台のタブレット端末の活用を推進し、主体的・対話的な学びを実現するほか、快適な学習環境の確保や学校における体験の場の創出を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。
- 2 家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとに対する愛着と誇りにつなげます。
- 3 安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、放課後児童の居場所づくりなど、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。
- 4 いじめの未然防止や早期発見、不登校にさせない体制づくりを進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携し、子どもと保護者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

関連する主な個別計画など

- 春日井市教育大綱（2023 年～）
- 春日井市いじめ防止基本方針（2017 年～）



成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
子育て	子育てしやすいまちと思う人の割合(%)	① 66.7	① 63.3	① 75.0
	①未就学児の保護者	② 59.4	② 61.7	② 75.0
	②小学校低学年児童の保護者	③ 58.3	③ 59.3	③ 75.0
	③小学校高学年児童の保護者	(2013年度)	(2018年度)	(2023年度)
子育て	年少人口(0~14歳)の数(人) ※住民基本台帳人口	44,285 (2017年)	40,701 (2022年)	40,000以上 (2027年)
	保育園の待機児童数(人) ※4月1日時点	0 (2017年)	0 (2022年)	0 (2027年)
	教育	学校に行くのは楽しいと思う小中学生の割合(%)	① 60.1	① 51.7
①小学生		② 54.4	② 47.8	② 60.0
②中学生		(2016年度)	(2021年度)	(2026年度)
教育		不登校の小中学生の割合(%)	① 0.6	① 1.5
	①小学生	② 3.7	② 5.4	② 3.0
	②中学生	(2016年度)	(2021年度)	(2026年度)

私たち一人ひとりができること

- 家族のふれあいを通じて、子どもの自尊心・自立心、基本的な生活習慣、社会的なマナーなどを育むこと
- 家族で楽しく食事をしたり、子どもの話を聞くなど子どもが健やかに育つような家庭づくりをすること
- 妊婦や乳幼児を連れた人に配慮すること
- 子どもの手本になるように大人が率先して笑顔であいさつや声かけを行い、思いやりのある行動をすること
- 学校や地域の行事、PTA活動などに参加、協力すること
- 子育ての経験や知識などを地域の子どもや子育て家庭のために活用すること

地域みんなでできること

- 身近な子どもや子育て家庭への声かけなどを行い、「地域の子ども」として地域全体で見守り、育てること
- 子育てや教育に関する相談体制の充実や居場所づくりなどの取組みに協力すること
- 子どもや保護者が参加しやすいイベントや行事を開催すること
- 地域の歴史や文化を伝えるほか、子どもが多様な経験をすることができる機会を設けること
- 芋ほり、果物狩りなど子どもが食や農に親しむイベントを開催すること
- 子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、子どもの登下校を見守ること
- 学校などと協力し、地域の子どもや保護者の様子を気づかうこと

市内の事業者ができること

- 安心して結婚、出産ができる職場づくりをすること
- 育児休業の取得促進など従業員の子育てを支援すること
- 学校が行う職場体験や校外学習などに協力すること

市民活動・共生・ 文化・スポーツ

認め合う、つながり合う。
心豊かな春日井



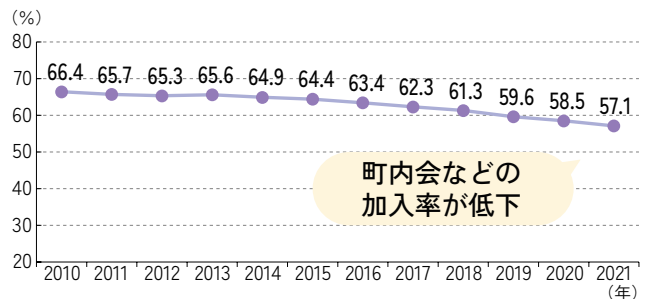
4 市民活動・共生・文化・スポーツ

現状と課題

1 市民活動

- 核家族化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増えたため、市民と行政がそれぞれの役割と責任などを再確認し、相互に理解し、連携することが必要です。
- 町内会などの加入率が低下するとともに、地域活動の担い手の不足が懸念されるため、住民同士のつながりを深めるほか、誰もが地域の担い手として活躍できるための環境を整えることが必要です。
- 増加・多様化する地域課題に対応するため、町内会やNPOなどの市民活動の活性化と、より多くの市民がボランティア活動や市政に関心を持ち、参加することが求められます。

区・町内会・自治会などの加入率

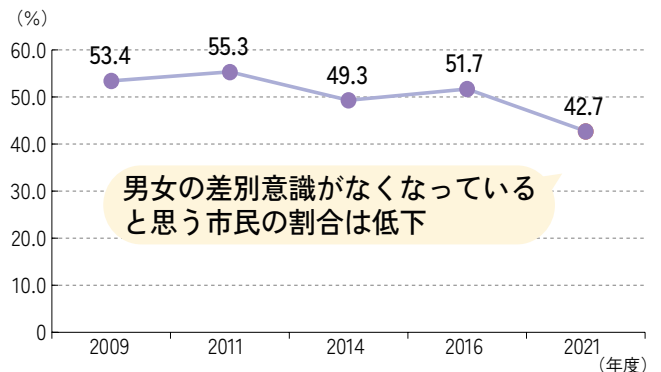


出典：市民活動推進課

2 男女共同参画・多文化共生^{※21}

- 生き方や働き方の多様化が進むなか、誰もが自分らしく豊かな生き方を実現するための環境づくりや、男性の家事や育児への参加に対する意識の醸成が必要です。
- 新たな在留資格が創設されるなど、外国人市民との共生が進むなか、多文化共生の地域づくりを推進し、互いの文化を認め合う社会を構築することが必要です。

男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合

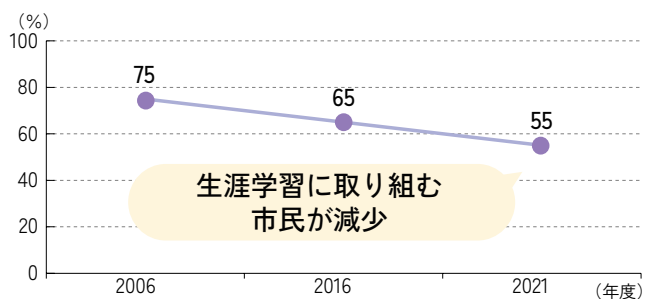


出典：市民意識調査

3 文化・スポーツ・生涯学習

- 地域の文化や伝統に誇りを感じている市民の割合をより高めるため、文化や歴史を大切にするとともに、文化芸術に親しむための取り組みが必要です。
- スポーツをする環境が整っていると思う市民の割合は35.6%と高くはないため、多くの市民がスポーツを楽しむための環境づくりが必要です。
- 自ら学習することが健康づくりや生きがいづくりにつながることを期待されるなか、生涯学習に取り組む市民は減少しているため、多くの市民が学習活動を行うことができる環境づくりが必要です。

生涯学習に取り組んでいる市民の割合



出典：文化・生涯学習課

※21 多文化共生...国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

- ▶ 人を思いやり、ともに助け合うまち
- ▶ 誰もが尊重され、大切にされるまち
- ▶ 文化・スポーツに親しむまち

施策（市の取組み）

1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進



- 1 地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。
- 2 住民が気軽に集まることのできる機会や場の充実と地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。
- 3 地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む市民活動団体を支援するほか、これらの活動への関心を高め、人を思いやり手を差し伸べることが生きがいにつながる生活文化の醸成を図ります。

関連する主な個別計画など

- ・ 春日井市市民活動促進基本指針（2012年～）

2 ダイバーシティ（多様性）※²²の推進



- 1 誰もが互いの人権や多様な性のあり方を尊重し、性別による固定的な役割分担や差別の意識の解消を図るとともに、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、自分らしく輝ける社会を実現します。
- 2 地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材の育成を図るほか、互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に尊重し支え合うことのできる生活環境づくりを推進し、外国人市民が安心して暮らせる社会の実現を図ります。

関連する主な個別計画など

- ・ 第3次かすがい男女共同参画プラン（2022～2026年度）
- ・ 第2次春日井市多文化共生プラン（2019～2023年度）

3 文化・スポーツ・生涯学習の推進



- 1 書道文化の振興や地域文化財の保存と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実と文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。
- 2 身近にスポーツに親しむことができる機会や場を確保し、生涯スポーツ※²³やコミュニティスポーツ※²⁴を推進するとともに、スポーツ活動を支える人材の育成を促進し、誰もがいつでもスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- 3 公民館、図書館などの施設を活用した学びと交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを推進するほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びと多様な交流を促進します。

関連する主な個別計画など

- ・ 第2次かすがい市民文化振興プラン（2023～2027年度）
- ・ 春日井市スポーツ振興基本方針（2014年～）
- ・ 第2次春日井市生涯学習推進計画（2023～2027年度）

※²² ダイバーシティ（多様性）…直訳すると「多様性」となり、異なる性質が存在すること。性別や国籍だけでなく、様々な違いを尊重し、受け入れて、多様な人材を活用しようとする考え方。

※²³ 生涯スポーツ…誰もが、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」気軽に参加できるスポーツ。

※²⁴ コミュニティスポーツ…地域における交流が図られ、多様なコミュニケーションの形成につながるスポーツやレクリエーション。

成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
市民活動	地域活動やボランティア活動に参加している人の割合(%)	46.2 (2016年度)	44.1 (2021年度)	55.0 (2026年度)
男女共同参画	男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合(%)	51.7 (2016年度)	42.7 (2021年度)	57.0 (2026年度)
多文化共生	異文化理解のために開催された講座の受講者数(人)	3,830 (2016年度)	1,382 (2021年度)	4,000 (2026年度)
文化・スポーツ・生涯学習	文化・スポーツ活動や生涯学習に関する団体の会員数(人)	60,099 (2016年度)	52,602 (2021年度)	60,300 (2026年度)

私たち一人ひとりができること

- 困っている人がいたらやさしく声をかけること
- 近所の人へのあいさつや声かけ、住民同士のコミュニケーションを積極的にとること
- 自分の住んでいるまちに関心を持つこと
- 祭りなど地域の行事に参加、協力すること
- 家庭や地域の中で自分にできることを考え、行動すること
- ボランティア活動に参加すること
- まちづくりの担い手として市政に関心を持ち、参加すること
- 心豊かに暮らすよう趣味や生きがいを見つけて楽しく暮らすこと
- 学習活動や文化・スポーツ活動などを通じて、身近な人と仲良くなること

地域のみんなでできること

- 「他人事」になりがちな地域づくりを、「自分事」として主体的に取り組むこと
- 地域活動の中核となるリーダーや組織をつくること
- 住民同士が楽しく交流できる機会や場をつくること
- 地域の歴史や文化を共有し、次世代に伝えること

市内の事業者ができること

- 地域の一員として地域の行事に参加したり、地域住民と交流するイベントなどを開催すること
- ハラスメントの防止など誰もがともに働きやすい職場づくりをすること
- 市民の学習活動や文化・スポーツ活動を支援すること

都市基盤・産業

心地よく住む、にぎわいを生む。
元気が集う春日井



5 都市基盤・産業

現状と課題

1 都市基盤

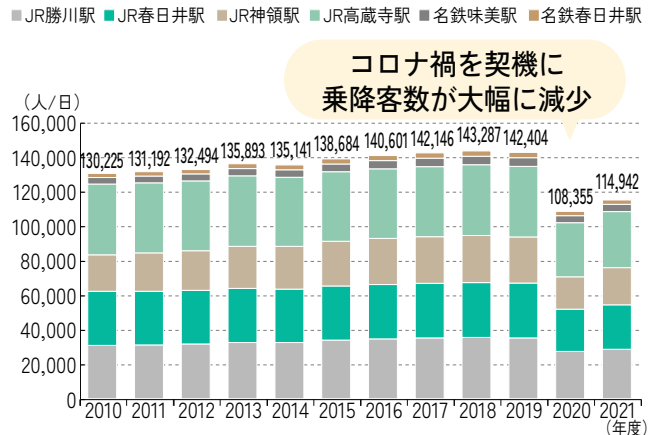
- 1 人口増加に伴う基盤整備を行い快適な住環境を構築してきたなか、今後は人口減少や少子高齢化に対応しつつ、まちの活性化と快適な住環境を維持するまちづくりが必要です。
- 2 高齢化の進行により高齢者の移動に不便が生じている地域もあり、交通に不便を感じている市民が多いため、地域における交通網の充実が必要です。
- 3 人口が急増した1970年代に整備されたインフラ資産^{※25}の老朽化が進んでいるため、健全な財政運営を維持しながら計画的な維持管理が必要です。
- 4 市街地開発や都市化の進展により憩いの空間の減少が懸念されるため、生活の中でやすらぎや潤いを感じることができる場の確保が必要です。
- 5 人口減少や単身高齢者世帯の増加により、空き家等の増加が懸念されるため、空き家等の有効活用を促す取組みが必要です。

2 産業

- 1 生産年齢人口の減少による労働力の低下や購買力の減少により、経済活動の規模が縮小し、雇用機会の減少、税収の減少などへの影響が懸念されるため、新たな雇用機会の創出につながる産業の活性化が必要です。
- 2 人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、にぎわいの創出を図るため、幅広い産業集積などの地域資源を活用するほか、身近な地域で買い物ができる利便性の向上が必要です。
- 3 労働人口の減少や不透明な社会経済情勢においても、性別や世代を問わず安心して働くことができ、本市で働くことが幸せにつながるような環境づくりが必要です。
- 4 農業従事者の高齢化や都市化の進展により農業を取り巻く環境の厳しさが懸念されるため、農への関心を高め、理解を深める取組みが必要です。

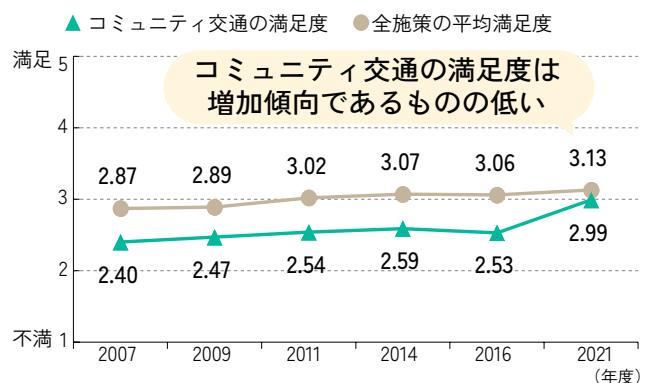
※25 インフラ資産…インフラとは産業や社会生活の基盤となるインフラストラクチャーの略。自治体が住民の社会生活の基盤として整備した道路、橋梁、上下水道設備などの資産。

6駅の乗降客数



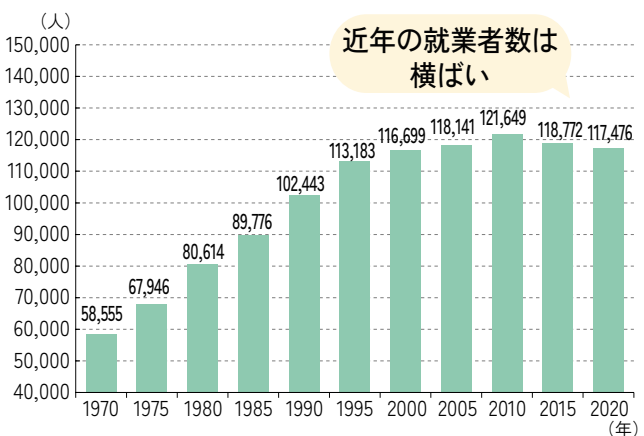
出典：都市政策課

コミュニティ交通の満足度



出典：市民意識調査

市内就業者数



出典：国勢調査

施策（市の取組み）

1 都市基盤整備の推進と公共交通の整備



- 1 良好な市街地の整備と保全のもと秩序ある土地利用を促進するなかで、鉄道駅周辺をはじめとした都市機能誘導区域の整備促進や地域の特性に応じた拠点の形成と活用による活性化のほか、都市機能の誘導充実を図り、魅力ある住環境の形成や新たな交流とにぎわいの創出を推進します。
- 2 多様な交通手段や新たな技術を活用し、住み慣れた地域での生活を支える公共交通の利便性の向上と利用促進を図るほか、地域の实情に合わせた移動手段の確保や日常生活に必要な機能の集約を促進します。
- 3 快適で安全な生活環境づくりを推進するため、道路、橋梁、排水路、上下水道などの計画的な整備・維持管理を行います。
- 4 やすらぎを感じ、地域に愛される空間の承継と創出を図るため、良好な河川環境の保全、緑化の推進、公園や街路樹の整備・維持管理などを行うほか、これらにおける市民参加を促進します。
- 5 空き家等の問題解決を図るため、関係機関と連携し、利活用の促進など、空き家等の対策を推進します。

関連する主な個別計画など

- ・ 春日井市都市計画マスタープラン（2020~2029 年度）
- ・ 春日井市空き家等対策計画（2021~2025 年度）
- ・ 春日井市立地適正化計画（2016~2036 年度）
- ・ 春日井市緑の基本計画（2021~2030 年度）
- ・ 春日井市地域公共交通計画（2021~2025 年度）
- ・ 春日井市自転車活用推進計画（2021~2030 年度）
- ・ 春日井市無電柱化推進計画（2022~2031 年度）
- ・ 高蔵寺リ・ニュータウン計画（2021~2030 年度）
- ・ 春日井市公共施設等マネジメント計画（2022~2046 年度）

2 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進



- 1 新たな企業の誘致を推進するとともに、事業拡大に対応した企業立地を支援し、地域経済の発展や雇用の創出を図ります。
- 2 創業をはじめ、研究開発や設備投資、販路開拓などの事業活動、デジタル化やゼロカーボンなどの経営課題への対応、企業の人材育成、経営基盤の強化のための支援を行い、新たな事業の創出と企業の成長を促進します。
- 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するほか、若者や女性、高齢者、障がいのある人などの就業や働きやすい職場づくりを促進し、多様な働き方と働く機会を創出することで、安心して働くことができる環境づくりと生産性の向上につなげます。
- 4 春日井の魅力となる地域資源を活用した観光を推進するとともに、地域の商業の活性化を促進し、交流機会の充実と地域のにぎわいの創出を図ります。
- 5 地域の特性に応じた農業を振興するため、農業の担い手の育成、農地の保全や活用、地産地消による農業経営基盤の充実を促進するとともに、農に親しむ機会の充実を図ります。

関連する主な個別計画など

- ・ 春日井市産業振興アクションプラン（2019~2023 年度）
- ・ 春日井市農業振興地域整備計画（2019 年 ~）
- ・ 春日井市観光によるにぎわい創出基本計画（2023~2027 年度）
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2021 年 ~）

成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
都市基盤	6 駅 (JR 勝川・春日井・神領・高蔵寺、名鉄味美・春日井の各駅) の乗降客数 (人 / 日)	140,677 (2016 年度)	▶ 114,942 (2021 年度)	▶ 141,000 (2026 年度)
	市内バス (名鉄バス・あおい交通バス・かすがいシティバス・サンマルシェ循環バス) の利用者数 (千人)	4,683 (2016 年度)	▶ 2,996 (2021 年度)	▶ 4,700 (2026 年度)
	汚水処理人口普及率 ^{※26} (%)	88.1 (2016 年度)	▶ 88.5 (2021 年度)	▶ 95.0 (2026 年度)
	1 人あたり公園面積 (m ²)	11.3 (2016 年度)	▶ 11.5 (2021 年度)	▶ 12.0 (2027 年度)
産業	市内就業者数 (人)	118,772 (2015 年)	▶ 117,476 (2020 年)	▶ 120,000 (2025 年)
	ファミリー・フレンドリー企業 ^{※27} 登録企業数 (企業)	21 (2017 年)	▶ 29 (2021 年)	▶ 31 (2027 年)
	市内事業所数 (小売・飲食サービス業) (事業所)	3,099 (2014 年)	▶ 2,977 (2016 年)	▶ 3,100 (2024 年)
	市内総生産における農業の額 (百万円)	463 (2014 年度)	▶ 498 (2019 年度)	▶ 498 (2024 年度)

私たち一人ひとりができること

- 公共交通機関を利用すること
- ガーデニングをするなど緑化に取り組むほか、地域での緑化活動に参加すること
- 地域の商店を利用するほか、商店街などのイベントに参加すること
- ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を理解し、実践すること
- 地元の食品や製品を購入すること
- 市民農園などで野菜などを作ること

地域のみんなでできること

- 移動時の乗り合いなど住民同士で外出を協力し合うこと
- 道路や公園の清掃、街路樹の手入れなど地域の公共物の維持管理や緑化活動をする

市内の事業者ができること

- 都市景観や住環境に配慮した事業活動を行うこと
- 労働者が安心して働き続けられる職場環境を整備すること
- 地元の学生や女性のインターンシップ^{※28} などに協力すること
- 仕事と育児、介護の両立を支援するなどワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) を推進すること
- 働き方改革^{※29} に取り組むこと
- 若者、女性、高齢者、障がいのある人などの就業を支援すること

※26 汚水処理人口普及率...下水道のほか、集中処理浄化槽や合併処理浄化槽などにより汚水を衛生的に処理する設備が普及している地区の人口の総人口に対する割合。

※27 ファミリー・フレンドリー企業...従業員が仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業。愛知県がワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、登録制度を設けている。

※28 インターンシップ...企業が学生などに就業体験の機会を提供する制度。

※29 働き方改革...国が掲げる「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジと位置づけられている政策。改革の主軸として、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などを掲げている。

環境

ごみを減らそう、自然を楽しもう。
持続可能な春日井



6 環境

現状と課題

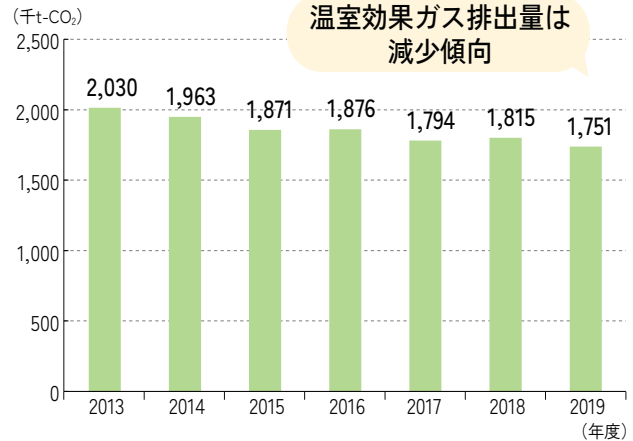
1 地球環境・自然環境

- 1 近年の環境をとりまく状況が大きく変化するなか、地球環境の保全に向けて、市民、事業者、行政が協働し、環境にやさしいまちづくりに取り組むことが必要です。
- 2 地球温暖化が原因とみられる、猛暑や豪雨などの気候変動の影響に対応するためには、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を見据え、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組むことが必要です。
- 3 東部地域の丘陵地をはじめ、市街地の公園、河川沿いに広がる田園地帯などの豊かな自然は、地球温暖化の防止につながるほか、市民にやすらぎと潤いを与えてくれるため、一人ひとりが身近な自然を大切にすることが求められます。

2 ごみ・環境美化

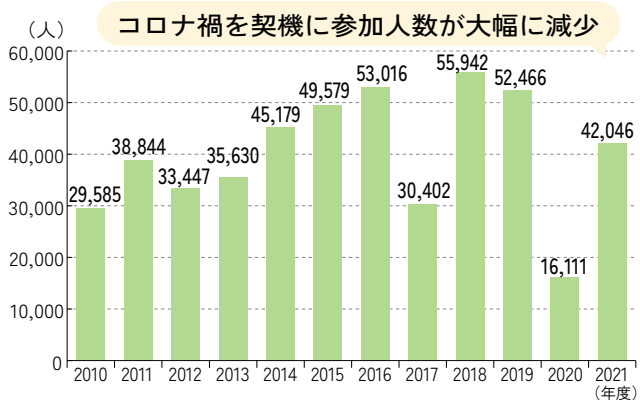
- 1 ごみの排出量は2005年度(平成17年度)をピークに減少傾向にあるものの、家庭ごみの減少率は低い状況であるため、さらなる家庭ごみの減量と資源化に取り組むことが必要です。
- 2 不適正なごみの分別や排出、カラスなどによるごみの散乱が見受けられるごみステーションがあるほか、不法投棄やペットのふんの放置などによる衛生面や防犯面での不安が生じるため、モラルの向上を通じた良好な生活環境の確保が求められます。

温室効果ガス排出量



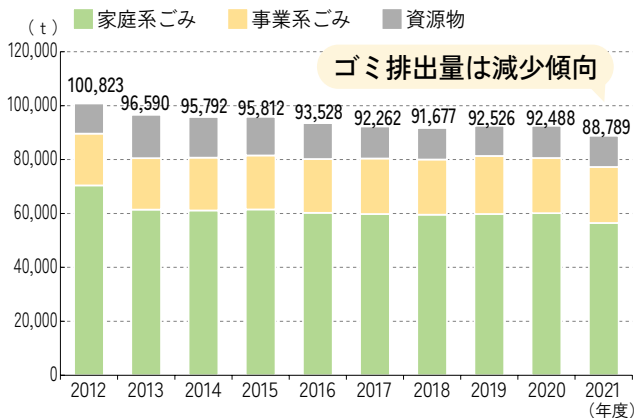
出典：春日井市環境報告書

環境まちづくり参加人数



出典：春日井市環境報告書

ごみ排出量



出典：春日井市のごみの現状

施策（市の取組み）

1 地球環境の保全と自然との共生



- 子どもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会の充実を図り、自ら考え行動する人材を育成するとともに、環境にやさしい持続可能なライフスタイルを促進します。
- 省エネ型の機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図るとともに、家庭や学校、事業所における省エネ・創エネ・蓄エネを推進し、「2050年ゼロカーボンシティかすがい」の実現を図ります。
- 大規模災害や熱中症など、気候変動の影響に伴う適応策に取り組むとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。
- 豊かな自然を守り育てるなかで、自然と親しむ機会や場の充実を図るほか、希少な動植物^{※30}の保護・再生を促進し、生息・生育環境の保全を図るとともに、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。

関連する主な個別計画など

- 春日井市環境基本計画（2022~2030年度）
- 春日井市地球温暖化対策実行計画（2023~2030年度）



2 ごみ減量とまちの美化の推進



- 「もったいない」の心を育み、4R^{※31}の実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。
- 住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。

関連する主な個別計画など

- 春日井市ごみ処理基本計画（2019~2028年度）



※30 希少な動植物...市内に生息する野生動植物のうち、絶滅が危惧されるなど、特に保護が必要な希少な野生動植物8種を春日井市指定希少野生動植物種に指定。〈植物3種〉シデコブシ、ササユリ、ヒメカンアオイ 〈動物5種〉カヤネズミ、ヨタカ、ナゴヤダルマガエル、ギフチョウ、ヒメタイコウチ。
 ※31 4R...① Refuse（ごみになるものを断る）② Reduce（ごみを減らす）、③ Reuse（物を繰り返し使う）、④ Recycle（ごみを資源として再利用する）の4つの頭文字「R」をとってつくられたごみ減量のためのキーワード。

成果指標

分野	指標名	現状	中間	目標
地球環境 ・ 自然環境	1世帯あたりの月間電力使用量(kWh)	287 (2016年度)	▶ 291 (2021年度)	▶ 260以下 (2026年度)
	自然環境の保全を行う市民団体などの会員数(人)	311 (2016年度)	▶ 564 (2022年度)	▶ 700 (2026年度)
ごみ ・ 環境美化	1人1日あたりのごみ排出量(g)	706 (2016年度)	▶ 685 (2021年度)	▶ 660以下 (2026年度)
	ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合(%)	79.6 (2014年度)	▶ 87.1 (2021年度)	▶ 90.0 (2024年度)

私たち一人ひとりができること

- 自然にふれあい、自然を楽しむこと
- 自家用車に乗らず、公共の交通機関や自転車を利用すること
- 電気・ガス・水を節約すること
- エコドライブやクールビズなどの環境に配慮した行動を実践すること
- 省エネルギー・低炭素型の製品やサービスを選択すること
- 物をできるだけ長く、大切に使うこと
- ごみの量を少なくし、資源の分別やリサイクルにより物を再利用できるようにすること
- ごみ出しルールやマナーを守ること
- ごみのポイ捨てを行わないほか、ペットの散歩時のふんの処理などのマナーを守ること
- 地域の清掃活動に参加すること

地域のみんなでできること

- 自然にふれあう機会や場をつくること
- 清掃活動や植栽の手入れをすること

市内の事業者ができること

- 環境にやさしい商品やサービスを提供すること
- 再生可能エネルギーの導入、省エネルギー・高効率化機器の導入をすること
- ごみの減量、資源の分別やリサイクルをすること
- 地域の清掃活動に参加すること

第 3 部

総合計画の実現に向けて

総合計画の実現に向けて、施策を効果的に推進するために
必要な事項について定めています。

第 1 章 まちづくりの進め方

- 1 効果的かつ効率的な行政運営
- 2 市民協働の推進
- 3 地域資源を活用した活力の創出

第 2 章 総合計画の進行管理

- 1 成果指標
- 2 推進体制

第1章 まちづくりの進め方

総合計画の実現に向けた施策を効果的に推進するためには、市が春日井の未来に責任を持ち、効果的かつ効率的な行政運営を進めるほか、都市経営の中核となり都市全体における多様な主体を活用することが必要です。

そのため、市は、不断の行政改革に取り組み、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用するとともに、市民、事業者などの都市経営の主体と協力して、地域における資源を最大限に活用し、総合的かつ戦略的な事業展開を図ります。

そして、事業展開における基盤強化のため、「効果的かつ効率的な行政運営」、「市民協働の推進」、「地域資源を活用した活力の創出」に取り組みます。

1 効果的かつ効率的な行政運営

少子高齢化の進行・人口減少社会の到来や価値観・ライフスタイルの多様化などに伴い、増加・多様化する市民ニーズと楽観視できない財政状況が見込まれるなか、市は、安定した市民生活を保障するための市民サービスを提供し続けることが必要です。

そのため、市は、市民ニーズを適切にとらえ、質の高い市民サービスを提供できるよう効果的かつ効率的な行政運営を図りながら、多くの市民が「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感することができるまちづくりを進めます。

1 情報の共有とデジタル技術の活用

市が市民ニーズを適切にとらえるためには、市民の目線に立つだけでなく、市民とのコミュニケーションが欠かせません。多様な媒体を活用した情報発信と積極的な情報公開を推進し、市民と情報の共有を図るほか、デジタル技術を活用した市民サービスの向上を図ります。

関連する主な個別計画など

- ・春日井市情報セキュリティポリシー(2003年～)

① わかりやすい情報発信と情報公開の推進

広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、市政に関する情報を市民にわかりやすく発信するほか、急速に進歩する情報通信技術に対応した効果的な情報の発信を図ります。また、積極的な情報公開を推進するとともに、情報セキュリティ対策を徹底し、個人情報など適切な情報管理を推進します。

② デジタル技術の活用

市民が容易に情報を入手し活用できる環境を整えるとともに、デジタル技術を活用し、市民の利便性の向上や業務の効率化、経費の縮減を図ります。

2 職員の育成と機能的な組織体制の整備

地方分権の進展や人口減少時代への転換など、行政を取り巻く環境が大きく変化するなか、限られた人員や労働時間のもとで市民サービスの質の向上を図ることが必要です。

複雑化する行政課題に適切かつ迅速に対応していくためには、労働生産性の高い職員の育成と柔軟な組織体制づくりが重要となります。

関連する主な個別計画など

- ・ 春日井市行政運営基本方針(2018年度～)
- ・ 春日井市人材育成基本方針(2019年度～)

1 職員の意識改革と能力開発

人材育成基本方針を具現化するための具体的な整理(目標設定、事業計画など)と推進体制を確立し、市民感覚、経営感覚、チャレンジ精神などを備えた職員を育成するほか、コンプライアンス^{※32}の徹底を図ります。

2 機能的な組織体制の整備

総合計画を効果的かつ効率的に推進するための機能的な組織体制を整備するほか、既存の組織の枠にとらわれず、組織内外のつながりを深め、市民ニーズや行政課題にスピード感をもって対応できる柔軟な体制づくりを推進します。

3 計画的な行政運営と自律した財政運営

質の高い市民サービスを提供するためには、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を察知、認識した上で、計画的に施策を展開するとともに、新たな財政需要にも対応できる財政基盤を確立することが必要です。

毎年度、事業の進捗状況などを検証しながら、成果を重視した行政運営を進めるとともに、収支の均衡を保持し、将来世代に過度の負担を残さないよう自律的な財政運営を図ります。

1 計画的な事業の実施

基本構想で掲げた政策方針、基本計画で掲げた重点方針や施策とその基本的な方向性に基づき、個別の行政分野に係る具体的な事業を整理し、財政収支の見通しとの整合を図った上で計画的に推進します。また、財政の健全性を保つための財政規律を堅持し、市債残高の縮減や公共施設等整備基金などの確保、将来負担比率と実質公債費比率の維持を図ります。

2 総合計画と財政運営の連動性

事業点検と施策点検などによる事業の有効性や重点施策と予算編成の連動性を高めるほか、未来に向けた計画的な投資を行うなど、事業の選択と集中により限られた財源の効果的な配分を図ります。

3 中核市への移行の検討

中核市への移行は、市民サービスの効率化や迅速化などがある一方で、事務の移譲により必要となる職員の確保や育成、施設の整備などによる財政負担の増加などの課題があるため、比較検討を進めます。

※ 32 コンプライアンス…法令遵守。法令だけでなく社会規範に反することなく、公正かつ適切な業務を遂行すること。

4 民間活力の活用と多様な主体との連携の推進

これまでの行政の考え方や枠組みにとらわれることのない新たな発想や仕組みの活用は、新たな行政課題への対応や質の高い行政運営につながることを期待されます。

目的や有効性を見極めた上で、民間活力の活用や自治体間の連携など多様な主体との連携を推進します。

① 民間活力の活用

市民サービスの質の向上と効率化を図るために積極的に民間事業者などの活力を活用するほか、多様化する行政課題を解決するために民間の発想や経営手法を取り入れ、質の高い行政運営を図ります。

関連する主な個別計画など

- ・ PPP/PFI^{※33}手法導入検討要領（2017年～）
- ・ 公の施設の管理方針（2014年～）

② 多様な主体との連携の推進

市民の生活や経済活動の範囲が行政区域を越えて行われるなかで、市民の利便性の向上と共通の行政課題の解決を図るため、目的や役割を共有した上で、近隣の自治体などとの自治体間の連携を推進します。また、地域の課題解決に向けた研究や教育、社会貢献に取り組む大学や事業者との連携を推進します。



※33 PPP/PFI...PPPは、Public-Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法。PFIは、Private Finance Initiativeの略。PPPの手法の一つ。公共施設等の建設、管理運営などにおいて民間の資金や経営能力、技術的能力を活用し、公共事業の効率化やサービスの向上を図る手法。

2 市民協働の推進

核家族化や少子高齢化の進行などに伴い、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増加・多様化するなか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するためには、市と市民が、連携・協力することが欠かせません。

市と市民は、地域や社会の課題を解決するための目的を共有した上で、互いの役割と責務を自覚し、自主性と主体性を尊重し、対等な立場で助け合い、まちづくりを進めることで、多くの人々が「暮らしやすさ」や「幸せ」を感じることができるまちづくりを進めます。

関連する主な個別計画など

- ・春日井市市民活動促進基本指針（2012年～）

1 市民参加の促進

市民協働によるまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが地域や市政に関心を持ち、身近な暮らしの課題解決に向けた最初の一步を自ら踏み出すことが必要です。

そのため、市民のまちづくりへの関心を高め、「何かやりたい」、「やってもいい」という潜在的な意欲や関心を自発的な行動につなげることで、市民参加の促進を図ります。

① 市民意識の醸成

市民活動や市政への参加に関する情報の充実と伝わるための積極的な発信を行うことで、市民がまちの課題を「自分事」としてとらえ、その解決に向けた主体的な行動につながるような意識の醸成を図ります。

② まちづくりに参加しやすい環境の整備

市民活動支援センターなどの施設を活用した市民活動の機会や場の充実とまちづくりへの参加に関する相談体制の充実を図るほか、多彩な市民が出会い、連携するための環境づくりを推進します。

2 地域コミュニティの活性化

市民が住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らしていくためには、人と人をつなぐ地域コミュニティが欠かせません。地域コミュニティは、人や地域のつながりを育む場としてだけでなく、地域の課題を解決するための担い手でもあります。

地域の課題解決に向けて、地域コミュニティが主体的に活動するための環境を整備するほか、多様な主体が連携し、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合う仕組みづくりを支援することで、地域の活性化と持続可能な地域コミュニティの構築を促進します。

1 町内会などの活性化の促進

地域活動の中心的な役割を担う区・町内会・自治会の活動状況を把握し、それぞれの地域の特性や課題に応じた支援を行うほか、主体的かつ継続的な地域活動を支えるための基盤づくりを促進し、地域の活性化を図ります。

2 新たな仕組みづくりの推進

区・町内会・自治会をはじめとする多様な主体が連携し、計画的に地域の課題解決や未来の地域づくりに取り組む活動を支援し、地域の特性に応じた新たなコミュニティや仕組みの創造を推進します。

3 市民サービスの担い手づくり

地域の課題解決に向けて、地域という枠を超えて、防災、福祉などの目的やテーマを持って主体的に活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体の活動が多様化しています。

市は、市民が多様なサービスの提供を受けることができるよう、公益的な活動を行う市民活動団体が市民サービスの担い手として活躍するための環境の整備を図ります。

1 市民活動団体の基盤強化

市民活動支援センターを中心とした市民活動団体同士のネットワークの広がりを図るほか、活動の目的や内容に応じた支援や市民への情報発信をすることで、課題を解決する能力の向上、団体の認知度や信頼性の向上を促進します。

2 新たな市民力の育成

市民活動の担い手のすそ野を広げるための支援、若者の市民活動への参加促進、学校教育における市民活動の体験の提供などを推進し、市民活動の担い手の発掘と育成を図るほか、新たな取り組みに対する支援と活用を図り、市民活動団体の持続的な発展を促進します。

4 市民協働の推進体制の整備

市は、多様な主体との対話や交流を通じて、市民ニーズを適切にとらえるほか、行政のあり方やまちづくりの進め方を考えることができます。

市民協働によるまちづくりを推進するため、職員一人ひとりが市の役割と責務を理解し、意識の向上を図るとともに、市民協働を効果的に実践するための体制を整備します。

① 市民と行政をつなぐ職員の育成

職員は、多様な市民との対話を積極的に行い、ともに行動することで、市民協働をけん引するほか、地域活動やボランティア活動に対する理解を深め、地域の一員として様々な分野で活躍できる職員をめざします。

② 市の推進体制の整備

市民活動促進基本指針を具現化するための具体的な整理（目標設定、事業計画など）を行うほか、地域の課題に適切かつ迅速に対応するための組織横断的な体制を整備し、総合的かつ計画的な市民協働を推進します。



3 地域資源を活用した活力の創出

今後の少子化や人口減少を見据えるなかで、本市が選ばれるまちとして将来にわたって持続可能な都市を築くためには、新たな活力やにぎわいの創出を図ることが必要です。

市内の豊かな自然、今までに築き上げた都市機能のほか、地域の歴史や良好な景観など本市の特性や魅力といった地域資源を最大限に活かし、誰もが愛着と誇りを持って住み続けることができるまちづくりを進めます。

1 公共施設等の効果的な活用

本市の公共施設等の多くは、人口急増期に整備され、すでに老朽化が進行しているため、適切に維持管理するほか、市民サービスの質を維持することが必要です。

公共施設等の適切な維持管理とその費用の抑制を図るとともに、公共施設等のあり方や機能を常に見直し、次世代に良質な公共施設等を引き継ぐことを推進します。

関連する主な個別計画など

- ・春日井市公共施設等マネジメント計画(2022年~2046年)

① 既存施設の長期活用

既存の公共施設等の適切な維持管理による長寿命化を推進し、これらの長期活用と安全確保を図るとともに、これらの更新や維持管理を総合的かつ計画的に行うことで経費の抑制を図ります。

② 付加価値の創出

公共施設等の大規模修繕に合わせ、新たな交流の場やにぎわいの創出などの付加価値を備えた整備に努め、各施設の機能を最大限に活かすための施設整備を推進します。

③ 未来への投資

公共施設等の新設を行う場合は、市民ニーズや費用対効果の検証を行った上で、施設の複合化や統合など効果的な活用と経費の抑制を図ります。



2 効果的な土地利用の推進

持続可能な都市を築くためには、人口減少を見据え、拡大型のまちづくりから転換し、市街地の拡散を抑制するほか、将来を見据えた土地利用が必要です。

都市計画上の用途区分に応じた適切な土地利用を推進するほか、充実した広域的な交通網や幅広い産業集積を活かした秩序ある土地利用を推進し、各地域の特性と可能性を活かした総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

関連する主な個別計画など

- ・春日井市都市計画マスタープラン（2020～2029年度）
- ・春日井市都市交流拠点将来ビジョン（2007年～）
- ・春日井市立地適正化計画（2016～2036年度）

1 都市機能の誘導

人口減少に対応できるよう市街化区域^{※34}内に居住や医療、福祉、商業などの適切な都市機能の誘導・集約化を推進し、魅力的な居住環境の形成を図ります。

2 都市拠点の形成

鉄道駅周辺をはじめとした都市機能誘導区域においては、多様な都市機能を集約して利便性の高い拠点づくりを推進するほか、それぞれの地域の個性と特長を活かし、拠点を核とした新たな交流の場やにぎわいの創出を図ります。

3 秩序ある土地利用

無秩序な開発を抑制することで豊かな自然を保全し、憩いとやすらぎのある空間の活用を図るほか、住環境と自然環境に配慮した秩序ある土地利用のもと、未来への活力の創出や生活環境の改善を図ります。

3 戦略的かつ効果的な魅力発信の推進

我が国の人口減少が進むなか、全国の自治体では、自らの魅力を高めるための取組みと情報発信を積極的に行っています。

住宅都市である本市は、市民の愛着と誇りを育み、いつまでも住み続けたいまちを築くほか、戦略的かつ効果的な魅力の発信を行うことで、若い世代から選ばれるまちとなることが必要です。

関連する主な個別計画など

- ・春日井市シティプロモーション戦略（2019年～）

1 愛着と誇りの醸成

本市の「暮らしやすさ」に磨きをかけ、戦略的かつ効果的に発信することで、春日井を好きな人を増やし、春日井に対する愛着と誇りを次世代に引き継ぐほか、春日井の魅力を高める取組みや人材を育み、新たな魅力とにぎわいの創出につなげます。

2 シティプロモーションの推進

ターゲットとタイミングを定め、本市の魅力を総合的に発信するほか、市民、事業者など多くの主体がまちづくりの主役として情報発信をすることを促進し、まちの活力となる人や企業から選ばれ続けるまちをめざします。

※34 市街化区域…都市計画法における都市計画区域の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街地として道路、下水道、住宅などを積極的に整備する区域。

第2章 総合計画の進行管理

総合計画を効果的かつ効率的に推進していくためには、取組状況を常に点検し、適切に評価し、その結果に基づき改善をする多層的なPDCAサイクルを確立し、より効果の高い成果を挙げられるよう継続的に見直しをすることが必要です。

そのため、総合計画の進捗を測るため、次のとおり成果指標を活用するとともに、推進体制を整備し、取組みの効果検証と評価を行います。

1 成果指標

総合計画の進行管理について、市民とともにわかりやすく行うため、施策ごとに成果指標を設定しました。成果指標については、各政策分野のめざすまちの姿の達成度を確認するための一つの目安として活用します。

客観的な数値による「客観的指標」と市民の評価による「主観的指標」を組み合わせて、わかりやすいものとし、その推移を検証に活用し、改善するまでのPDCAサイクルを確立し、「見える化」することで計画の進行管理を行います。

客観的指標

実績数値により成果を客観的に表し、定量的に把握する指標

主観的指標

市民の満足度など市民がどのように感じているかを表し、アンケート調査などにより把握する指標

2 推進体制

総合計画の実現に向け、全ての職員がその責任と権限に応じて、創意工夫し、施策を推進し、事業を実施します。

1 事業点検

施策を構成する様々な事業の点検を行い、点検結果や社会経済情勢を踏まえて、事業や業務の改善につなげます。

2 施策点検

事業点検結果を踏まえて、施策ごとに、成果指標などを活用した点検を行い、点検結果や社会経済情勢を踏まえて、次年度の事業のスクラップ&ビルドや重点事業の設定につなげます。

3 重点事業の設定

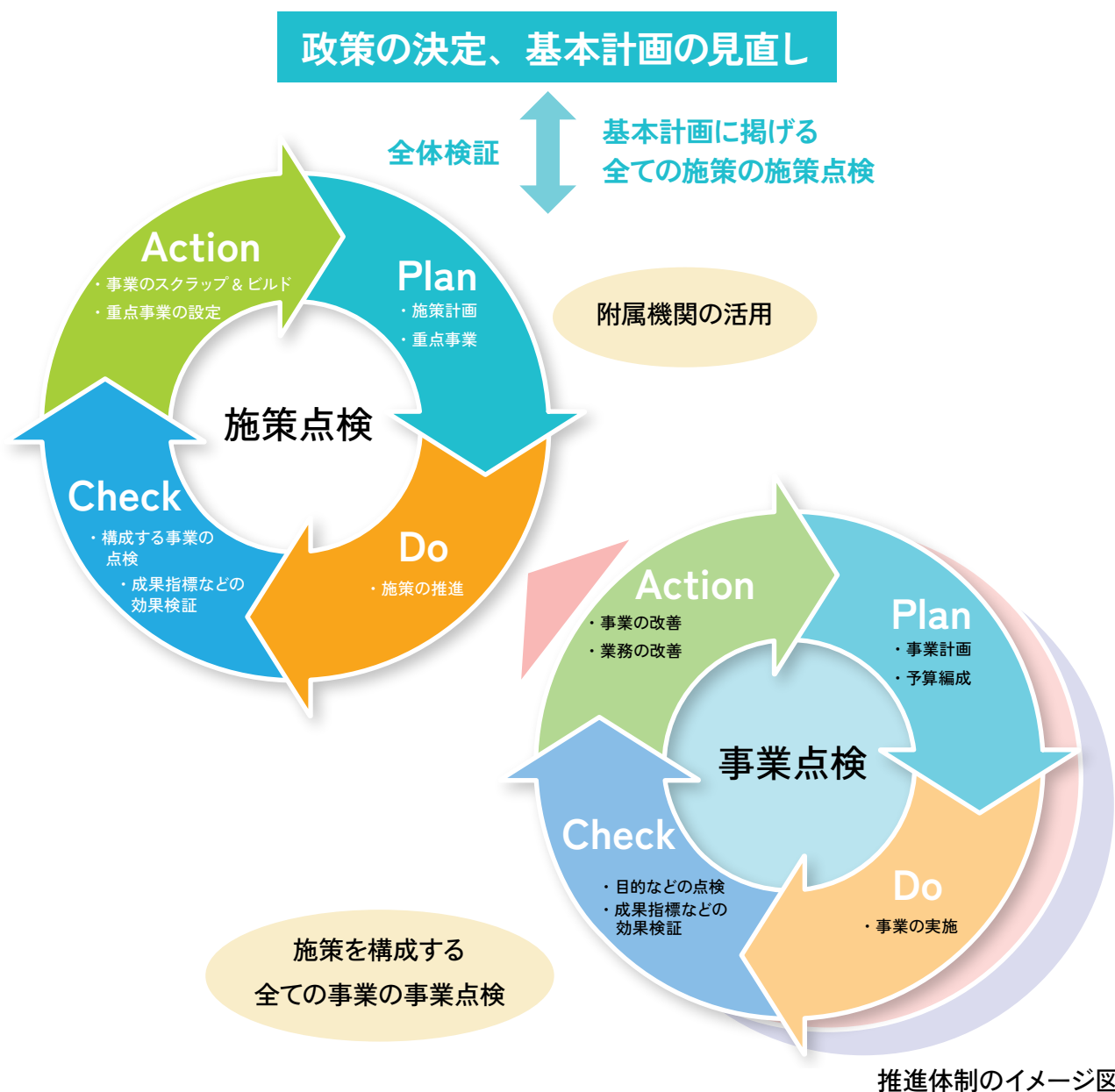
施策点検と事業点検の結果や社会経済情勢を踏まえて、毎年度、各部における重点事業を設定します。

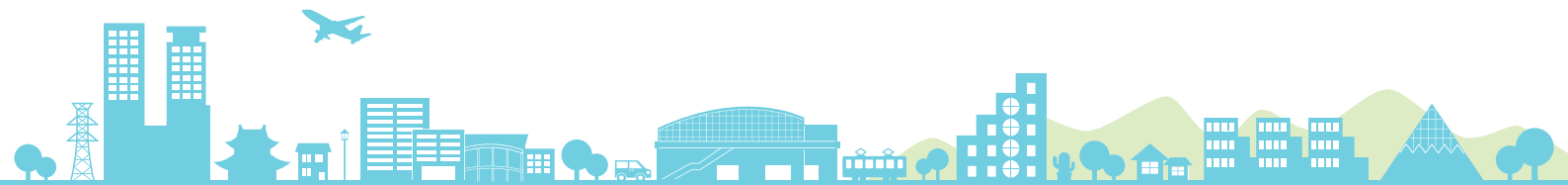
4 附属機関の活用

施策点検と事業点検を効果的かつ効率的に改善につなげるため、個別の行政分野に係る計画などを審議する附属機関を活用します。

5 全体検証

総合計画が適切な推進体制のもと、効果的かつ効率的に推進されているかなどについて点検するため、外部の有識者などによる検証を行います。





参考資料

- 1 総合計画審議会
- 2 関連する規程

参考資料

1 総合計画審議会

学識経験者、公共的団体等の代表者、公募委員の14人で構成する総合計画審議会を設置し、総合計画に関する事項について幅広い見地から審議していただきました。

1 委員名簿（任期：2022年6月20日～2023年1月24日）

区分	氏名	団体名等
会長	寺澤 朝子	中部大学 教授
副会長	黒田 龍嗣	春日井市社会福祉協議会 会長
委員	青山 克子	春日井市安全なまちづくり協議会安全・安心まちづくりポニター連絡会 代表
	稲垣 一義	春日井市老人クラブ連合会 会長
	浦田 真由	名古屋大学 准教授
	大辻 誠	春日井商工会議所 会頭
	大床 雅子	公募委員
	河村 元夫	春日井市スポーツ協会 理事長
	後藤 純子	公募委員
	長岡 龍男	春日井市保育連盟 会長
	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議 会長
	平出 幸広	春日井市区長町内会長連合会 会長
	前田 誠司	春日井市医師会 会長
	山本 博	春日井市文化協会 会長

敬称略

2 審議会の開催状況

回	開催日	審議内容等
第1回	令和4年6月20日	(1) 第六次総合計画の概要について (2) 施策の実施状況等について (3) 社会経済情勢について (4) 総合計画基本計画の中間見直しについて (5) 市民意識調査の結果について
第2回	令和4年7月15日	(1) 本市の現状について (2) 基本計画素案について
第3回	令和4年8月30日	(1) 令和2年国勢調査集計結果による就業状況について (2) 基本計画素案に対する意見等について (3) 基本計画素案について
第4回	令和4年10月12日	(1) 素案の変更について (2) 第六次春日井市総合計画基本計画（中間案）について (3) 市民意見公募手続き（パブリックコメント）について
第5回	令和4年12月27日	(1) 市議会からの質問について (2) 市民意見公募手続き（パブリックコメント）の結果について (3) 第六次春日井市総合計画基本計画（案）について
第6回	令和5年1月24日	

3 答申

令和5年1月24日

春日井市長 石 黒 直 樹 様

春日井市総合計画審議会

会長 寺 澤 朝 子

第六次春日井市総合計画基本計画の改定について（答申）

令和4年6月20日付け4春企政第212号で諮問のありました春日井市総合計画基本計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の第六次春日井市総合計画基本計画（案）のとおり結論を得ましたので答申いたします。

写真

写真

2 関連する規程

1 春日井市総合計画策定条例

平成 28 年 12 月 20 日条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想及び基本計画で構成する市のまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方向性及び体系を示すものをいう。

(総合計画)

第 3 条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

2 総合計画は、市の最上位の計画と位置づける。

(基本構想)

第 4 条 市長は、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、基本構想を策定するものとする。

2 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第 7 条第 1 項に規定する春日井市総合計画審議会に諮問するものとする。

3 市長は、前項の規定による手続を経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(基本計画)

第 5 条 市長は、基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を実現するための事業を整理するものとする。

(総合計画と他の計画との整合)

第 6 条 市長は、個別の行政分野に係る計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会)

第 7 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、春日井市総合計画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想の策定又は変更その他総合計画に関する事項について審議する。

3 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

4 前 3 項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(検証)

第 8 条 市は、総合計画の進捗状況、効果等について継続的に検証しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(春日井市総合計画審議会条例の廃止)

2 春日井市総合計画審議会条例(昭和 58 年春日井市条例第 13 号)は、廃止する。

2 春日井市総合計画審議会規則

平成 28 年 12 月 20 日規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日井市総合計画策定条例(平成 28 年春日井市条例第 45 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、春日井市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から市長の諮問に係る審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に春日井市総合計画策定条例(平成 28 年春日井市条例第 45 号)附則第 2 項の規定による廃止前の春日井市総合計画審議会条例の規定により設置されている春日井市総合計画審議会(次項において「審議会」という。)の委員である者は、第 2 条の規定による委員に委嘱されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に審議会の会長及び副会長の職にある者は、第 3 条第 1 項の規定による会長及び副会長とみなす。